

北海道大学

目 次

I	認証評価結果	2-(1)-3
II	基準ごとの評価	2-(1)-4
	基準1 大学の目的	2-(1)-4
	基準2 教育研究組織	2-(1)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(1)-9
	基準4 学生の受入	2-(1)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(1)-19
	基準6 学習成果	2-(1)-33
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(1)-36
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(1)-42
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(1)-44
	基準10 教育情報等の公表	2-(1)-50
III	意見の申立て及びその対応	2-(1)-52
<参 考>		2-(1)-55
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-57
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-58
iii	自己評価書等	2-(1)-60

I 認証評価結果

北海道大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 総合入試を実施することによって、文系、理系ごとの共通カリキュラムによる初年次教育の充実が図られ、入学後の学習成果に基づいて学部・学科を選択することを可能としている。
- 学士課程、大学院課程の全授業科目において、開講部局、レベル、授業内容、使用言語に応じて特定の番号を付与する授業科目のナンバリングを実施している。
- 文部科学省からの支援により、「北海道内国立大学の機能強化について～北大を拠点とする連携体制の構築～」 「新渡戸カレッジの創設」 「教学評価体制（I R ネットワーク）による学士課程教育の質保証」 「日本とタイの獣医学教育連携：アジアの健全な発展のために」 「極東・北極圏の持続可能な環境・文化・開発を牽引する専門家育成プログラム（R J E 3プログラム）」 「人口・活動・資源・環境の負の連鎖を転換させるフロンティア人材育成プログラム（P A R Eプログラム）」 「One Health に貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム」 「物質科学フロンティアを開拓する Ambitious リーダー育成プログラム」 「Hokkaido ユニバーサルキャンパス・イニシアチブ」 を実施している。
- 学部卒業生に対するアンケートによると、「多様な価値観を理解し、尊重する力」や「人間関係の構築力」を始めとして、様々な能力が大学在学中に身に付いたと考える卒業生が多い。また、採用企業に対するアンケートにおいても、「専門分野に関する知識」や「情報収集・分析能力」等多くの項目について卒業生が有する能力等が評価されている。
- 共用機器管理センターでは、同センターのほか触媒化学研究センター、電子科学研究所等の装置を一元的に登録、公表し、研究設備を学内外の研究者が利用できるオープンファシリティシステムを導入し、高度な研究設備を効率的に活用している。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- T A経験者が、教員の指導の下で実験・実習を分担し、授業設計・教材開発の補佐及び補習等を担当するティーチング・フェロー（T F）制度を平成 27 年から導入することによって学士課程教育が充実することが期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科等では、平均入学定員超過率が高い又は入学定員充足率が低い。また、一部の学科における専攻の編入学においては、平成 23～27 年度において、入学者がいない。
- 一部の学部、研究科等を除いて、成績評価に対する学生からの異議申立ては直接教員が対応するものとしており、組織的な措置となっていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

教育基本法及び学校教育法第83条の規定に沿った大学の目的を通則第1条に「学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、平和的民主的な国家社会の形成に寄与することを目的とし、かつ、最高の教育機関として国家社会の向上を図り、もって人類の永遠の平和と福利に貢献することをその使命とする。」と定めている。学部においては、文学部規程第1条の2に「人類の思想、歴史、社会及び文化に対する認識を深めるため、人文科学の諸領域において専門的な教育研究を行うことにより、次代の社会を担う人材を育成することを目的とする。」と定めているように、大学の目的を踏まえ、学部ごとにそれぞれの領域に応じた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の研究科、学院、教育部（以下「研究科等」という。）においては、学校教育法第99条の規定に沿った大学院の目的を定め、文学研究科規程第1条の2に「人文科学の諸領域において高度の専門的な教育研究を行うことにより、「ことば」に対する感受性及び論理的な思考力、総合的な判断力等を有する人材の育成を図るとともに、国際的に卓越した創造的な研究者を養成し、及びその資質の向上を図ることを目的とする。」と定めているように、研究科等ごとにそれぞれの領域に応じた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等の規程に定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の12学部から構成されている。

- ・ 文学部（1学科：人文科学科）
- ・ 教育学部（1学科：教育学科）
- ・ 法学部（1課程：法学課程）
- ・ 経済学部（2学科：経済学科、経営学科）
- ・ 理学部（5学科：数学科、物理学科、化学科、生物科学科、地球惑星科学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 歯学部（1学科：歯学科）
- ・ 薬学部（2学科：薬科学科、薬学科）
- ・ 工学部（4学科：応用理工系学科、情報エレクトロニクス学科、機械知能工学科、環境社会工学科）
- ・ 農学部（7学科：生物資源科学科、応用生命科学科、生物機能化学科、森林科学科、畜産科学科、生物環境工学科、農業経済学科）
- ・ 獣医学部（1課程：共同獣医学課程）
- ・ 水産学部（4学科：海洋生物科学科、海洋資源科学科、増殖生命科学科、資源機能化学科）

教育の目標を達成するため、学士課程においては、計12学部・29学科・2課程を構成し、人文社会科学から自然科学までを広くカバーする様々な学問領域において、各学部の教育目的に沿った教育研究を行っている。

なお、獣医学部については、帯広畜産大学と共同教育課程を編成している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

大きくりの募集形態による「総合入試」や従来の「学部別入試」等、様々な入試によって選抜された1年次生に対し、これまでに培い精選してきた共通の教養教育・基礎教育を「全学教育」として行っている。

このため、教育機能の向上と高等教育に関する研究を推進する運営組織高等教育推進機構に全学教育部を置き、全学教育の実施に関する企画・立案・調整を行っている。また、その実施に当たっては、全教員が教養教育に責任を負う協力体制を敷き、各科目について責任部局を定め、授業担当者を決定している。

さらに、総合入試導入に伴い、同機構に総合教育部を置き、1年次生全員に対する修学指導、学籍管理

及び学部移行に関する業務を行っている。各学部から推薦された教員が、基礎クラスの担任・副担任として、修学上及び学生生活全般にわたり助言、指導、支援等を行う体制を敷いている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は7研究科、10学院、1教育部から構成されている。

- ・ 文学研究科（博士前期課程4専攻：思想文化学専攻、歴史地域文化学専攻、言語文学専攻、人間システム科学専攻、博士後期課程4専攻：思想文化学専攻、歴史地域文化学専攻、言語文学専攻、人間システム科学専攻）
- ・ 法学研究科（博士前期課程1専攻：法学政治学専攻、博士後期課程1専攻：法学政治学専攻、専門職学位課程1専攻：法律実務専攻）
- ・ 経済学研究科（博士前期課程1専攻：現代経済経営専攻、博士後期課程1専攻：現代経済経営専攻、専門職学位課程1専攻：会計情報専攻）
- ・ 医学研究科（修士課程1専攻：医科学専攻、博士課程1専攻：医学専攻）
- ・ 歯学研究科（博士課程1専攻：口腔医学専攻）
- ・ 獣医学研究科（博士課程1専攻：獣医学専攻）
- ・ 情報科学研究科（博士前期課程5専攻：情報理工学専攻、情報エレクトロニクス専攻、生命人間情報科学専攻、メディアネットワーク専攻、システム情報科学専攻、博士後期課程5専攻：情報理工学専攻、情報エレクトロニクス専攻、生命人間情報科学専攻、メディアネットワーク専攻、システム情報科学専攻）
- ・ 水産科学院（博士前期課程2専攻：海洋生物資源科学専攻、海洋応用生命科学専攻、博士後期課程2専攻：海洋生物資源科学専攻、海洋応用生命科学専攻）
- ・ 環境科学院（博士前期課程4専攻：環境起学専攻、地球圏科学専攻、生物圏科学専攻、環境物質科学専攻、博士後期課程4専攻：環境起学専攻、地球圏科学専攻、生物圏科学専攻、環境物質科学専攻）
- ・ 理学院（博士前期課程4専攻：数学専攻、物性物理学専攻、宇宙理学専攻、自然史科学専攻、博士後期課程4専攻：数学専攻、物性物理学専攻、宇宙理学専攻、自然史科学専攻）
- ・ 農学院（博士前期課程4専攻：共生基盤学専攻、生物資源科学専攻、応用生物科学専攻、環境資源学専攻、博士後期課程4専攻：共生基盤学専攻、生物資源科学専攻、応用生物科学専攻、環境資源学専攻）
- ・ 生命科学院（博士前期課程1専攻：生命科学専攻、博士後期課程1専攻：生命科学専攻、博士課程1専攻：臨床薬学専攻）
- ・ 教育学院（博士前期課程1専攻：教育学専攻、博士後期課程1専攻：教育学専攻）
- ・ 国際広報メディア・観光学院（博士前期課程2専攻：国際広報メディア専攻、観光創造専攻、博士後期課程2専攻：国際広報メディア専攻、観光創造専攻）
- ・ 保健科学院（博士前期課程1専攻：保健科学専攻、博士後期課程1専攻：保健科学専攻）
- ・ 工学院（博士前期課程12専攻：応用物理学専攻、材料科学専攻、機械宇宙工学専攻、人間機械システムデザイン専攻、エネルギー環境システム専攻、量子理工学専攻、環境フィールド工学専攻、北方圏環境政策工学専攻、建築都市空間デザイン専攻、空間性能システム専攻、環境創生工学専攻、環境循環システム専攻、博士後期課程12専攻：応用物理学専攻、材料科学専攻、機械宇宙工学専攻、

人間機械システムデザイン専攻、エネルギー環境システム専攻、量子理工学専攻、環境フィールド工学専攻、北方圏環境政策工学専攻、建築都市空間デザイン専攻、空間性能システム専攻、環境創生工学専攻、環境循環システム専攻)

- ・ 総合化学院（博士前期課程1専攻：総合化学専攻、博士後期課程1専攻：総合化学専攻）
- ・ 公共政策学教育部（専門職学位課程1専攻：公共政策学専攻）

学問分野の特性を踏まえて設置した各専攻において研究科等の教育目的に沿った教育研究を行っている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、3つの附置研究所、4つの研究センター、15の学内共同施設及び1つの附属病院を設置している。

- ・ 附置研究所：低温科学研究所、電子科学研究所、遺伝子病制御研究所
- ・ 研究センター：触媒化学研究センター、スラブ・ユーラシア研究センター、情報基盤センター、人獣共通感染症リサーチセンター
- ・ 学内共同施設：アイソトープ総合センター、量子集積エレクトロニクス研究センター、北方生物圏フィールド科学センター、観光学高等研究センター、アイヌ・先住民研究センター、社会科学実験研究センター、環境健康科学研究教育センター、北極域研究センター、脳科学研究教育センター、外国語教育センター、サステイナビリティ学教育研究センター、総合博物館、大学文書館、保健センター、埋蔵文化財調査センター

これらの研究所等は、それぞれの設置目的に応じ、基礎研究、分野横断的の先端研究、教育研究の支援及び基盤整備、人材育成、産学・社会連携等を推進するとともに、大学院課程及び学士課程の教育に参画している。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究に関する重要事項について、総長、理事、各研究科長等を評議員とする教育研究評議会において審議している。

全学的な観点から教育活動全般を審議する委員会として、教務委員会（以下「全学教務委員会」という。）を設けている。全学教務委員会は総長が指名する副学長が議長となり、部局長等を構成員として、責任体制を敷いている。全学教務委員会は、新GPA制度の導入など教育に関する全学的な事項について、審議・

北海道大学

連絡調整を行っている。教育に関する全学的な事項のうち特に重要な事項（大学通則の改正等）については、全学教務委員会の審議を経た後、教育研究評議会において審議し、最終的には役員会の審議を経て決定している。

教育に関する重要事項は、学部教授会、研究科教授会、学院教授会又は教育部教授会で審議している。また、各学部、研究科等では、代議員会、学科長会議、専攻長会議等を設置している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は、文学研究科、教育学研究院、法学研究科、経済学研究科、公共政策学連携研究部、地球環境科学研究科、理学研究院、先端生命科学研究院、医学研究科、保健科学研究科、歯学研究科、薬学研究院、情報科学研究科、工学研究院、農学研究院、獣医学研究科、水産科学研究科のいずれか、あるいは、附置研究所、研究センター、学内共同施設のいずれかに所属し、その専門性に応じて各学部、学院、研究科、教育部における教育を担当している。

教員の所属する研究院、研究科、研究部においては、それぞれ研究院長、研究科長、研究部長を置いて、その運営に責任を持っている。また、学部、学院、教育部には、それぞれ学部長、学院長、教育部長を置き、その教育の運営、実施に責任を持ち、さらに学科長、専攻長等が責任を分担し、連携して教育研究を行っている。研究所等の教員は、研究所が学院、研究科の協力講座として教育を担当するとともに、専門性に応じて学部、学院、研究科、教育部における授業を担当し、研究指導に従事している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任 101 人（うち教授 53 人）、非常勤 34 人
- ・ 教育学部：専任 40 人（うち教授 15 人）、非常勤 1 人
- ・ 法学部：専任 63 人（うち教授 33 人）、非常勤 22 人
- ・ 経済学部：専任 48 人（うち教授 22 人）、非常勤 2 人
- ・ 理学部：専任 283 人（うち教授 106 人）、非常勤 4 人
- ・ 医学部：専任 223 人（うち教授 71 人）、非常勤 210 人
- ・ 歯学部：専任 87 人（うち教授 19 人）、非常勤 50 人
- ・ 薬学部：専任 67 人（うち教授 17 人、実務家教員 3 人）、非常勤 33 人

- ・ 工学部：専任 387 人（うち教授 135 人）、非常勤 0 人
- ・ 農学部：専任 151 人（うち教授 58 人）、非常勤 14 人
- ・ 獣医学部：専任 60 人（うち教授 17 人）、非常勤 24 人
- ・ 水産学部：専任 77 人（うち教授 33 人）、非常勤 0 人

学士課程の学部専門科目の主要授業科目（必修科目・選択必修科目）については、92.4%を専任の教授又は准教授が担当している。また、全学教育科目については、73.0%を専任の教授、准教授又は講師が担当している。演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、助教等の若手教員が担当する、あるいは助手を適切に配置し補助を行わせる等、授業の円滑な実施を図っている。また、科目の多様性や高度の専門性に対応するため、非常勤講師を配置している。

実務家教員は、薬学部（薬学科）に設置基準上必要な実務家教員 3 人を置き、実務経験に基づき、「臨床薬剤学」や「薬物治療学」など、実践的な臨床薬学の授業科目を担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員 61 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 162 人

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 113 人（うち教授 62 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 24 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 22 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 37 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 情報科学研究科：研究指導教員 77 人（うち教授 48 人）、研究指導補助教員 56 人
- ・ 水産科学院：研究指導教員 31 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 37 人
- ・ 環境科学院：研究指導教員 133 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 理学院：研究指導教員 151 人（うち教授 59 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 農学院：研究指導教員 131 人（うち教授 51 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 生命科学院：127 人（うち教授 44 人）、研究指導補助教員 21 人
- ・ 教育学院：研究指導教員 51 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 国際広報メディア・観光学院：研究指導教員 60 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 保健科学院：研究指導教員 53 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 24 人
- ・ 工学院：研究指導教員 155 人（うち教授 77 人）、研究指導補助教員 73 人
- ・ 総合化学院：研究指導教員 80 人（うち教授 43 人）、研究指導補助教員 45 人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 113 人（うち教授 63 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 24 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 22 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 48 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 情報科学研究科：研究指導教員 62 人（うち教授 42 人）、研究指導補助教員 71 人

- ・ 水産科学院：研究指導教員 31 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 37 人
- ・ 環境科学院：研究指導教員 133 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 理学院：研究指導教員 113 人（うち教授 59 人）、研究指導補助教員 57 人
- ・ 農学院：研究指導教員 131 人（うち教授 51 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 生命科学院：研究指導教員 72 人（うち教授 40 人）、研究指導教員 65 人
- ・ 教育学院：研究指導教員 51 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 国際広報メディア・観光学院：研究指導教員 60 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員数 0 人
- ・ 保健科学院：研究指導教員 53 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 24 人
- ・ 工学院：研究指導教員 155 人（うち教授 77 人）、研究指導補助教員 73 人
- ・ 総合化学院：研究指導教員 80 人（うち教授 43 人）、研究指導補助教員 45 人

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員 61 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 178 人
- ・ 歯学研究科：研究指導教員 25 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 108 人
- ・ 獣医学研究科：研究指導教員 76 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 生命科学院：研究指導教員 9 人（うち教授 4 人）、研究指導補助教員 2 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：21 人（うち教授 18 人、実務家教員 6 人）
- ・ 経済学研究科：16 人（うち教授 8 人、実務家教員 5 人）
- ・ 公共政策学教育部：23 人（うち教授 12 人、実務家教員 8 人）

専門職学位課程に配置される実務家教員については、それぞれ実務経験と実務能力を有する教員を配置している。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員採用に当たっては公募制を原則としている。また、平成 16 年度から一部研究科の助手（助教）を対象として任期制を導入し、その後、年々対象を拡大している。

女性教員の採用促進に関しては、「ポイント制教員人件費管理システム」を活用し、女性教員を採用した部局へ職種に応じた一定のポイントを付与するポジティブアクション北大方式を導入することによって、女性教員の新規採用を促進している。さらに、平成 18 年度に設置した女性研究者支援室を中心に、採用後も出産・育児と仕事の両立を可能とするため、事業所内保育所の開設、病児保育事業、育児休業制度、有給の出産・育児関連休暇の対象拡大など、様々な制度や取組を行い、平成 25 年度には基準適合一般事業主（子育てサポート企業）として認定を受けている。女性研究者比率は平成 21 年度 13.3%から平成 27 年 1 月 1 日現在 16.6%まで増加している。

平成 23 年度からの人事を対象として、外国人教員を採用した部局へ職種に応じた一定のポイントを付与する制度を実施し、平成 21 年度には 67 人だった外国人教員数は、平成 27 年度には 113 人となり、教員全体の 4.7%となっている。

専任教員の年齢構成に極端な偏りは見られず、20 歳台 0.7%、30 歳台 20.8%、40 歳台 37.4%、50 歳台 32.7%、60 歳台 8.4%となっている。

次世代のリーダーとなる若手教員の育成のため、平成 19 年度からテニュアトラック事業を推進し、平成 26 年度までに 39 人をテニュアトラック教員として採用し、うち 16 人が任期の定めのない教員となっている。

サバティカル研修制度を設け、一定期間以上の勤務実績のある教員が研究に専念できる体制を整え、平成 24 年度に 11 人、平成 25 年度に 15 人、平成 26 年度に 13 人がこの制度を活用している。

平成 23 年度からは、教育・研究でそれぞれ顕著な業績を上げた教員の総長表彰制度（教育総長賞、研究総長賞）を設けて、教育研究の質的向上及び活性化につなげてきた。平成 26 年度には報奨金額を拡充するとともに、優秀賞に加えて新たに奨励賞を新設し、優秀賞として 15 人、奨励賞として 85 人を表彰し、報奨金を支給している。

平成 27 年 1 月から年俸制を正規教員へ導入し、215 人（平成 27 年 3 月末現在）の正規教員が年俸制の適用を受けている。また、年俸制の適用を受ける正規教員に対して、段階的に 65 歳までの定年延長を認めるとともに、教員個人が獲得した競争的資金の一定割合を業績給に反映するなどのインセンティブを付与することとしている。

総長直轄の教員組織として「国際連携研究教育局（GI-CoRE）」を創設し、スタンフォード大学、メルボルン大学をはじめとする海外の大学等から研究者ユニットを招へいして、関連分野の中核となる教員と国際的に連携した研究・教育を実施している。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員採用は、教員選考基準に基づき、研究科、研究院、研究部等ごとに内規等により教員の採用・昇格（昇任）基準、選考手続きを定めている。

文学研究科では、書面審査だけでなく、面接、模擬授業等を実施し、その能力と適性の評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

全学的基本方針として「教員の業績評価システムについての基本方針」を定め、それに基づき、部局の独自性や業務の重要度を考慮に入れた業績評価の方法と詳細な対象項目を設定し、教員の業績評価を毎年度実施することとしている。

しかし、大学としての教員業績評価の内容・方法について、構成員への周知が十分とはいえない。

各研究科・研究院等において、それぞれの所属教員を対象に毎年 1 回から 3 回、主に「教育」「研究」「管理運営」「社会貢献」の項目について業績評価を実施している。評価結果は、昇給及び勤勉手当に反映させるとともに、部局によっては教育研究経費の配分等に反映させている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

全学的な教育課程、厚生補導に関する業務を行うため、事務組織として事務局に学務部を置き、事務職員78人（うち非常勤職員36人）を配置して、学務・厚生補導、入学者選抜、学生の就職・キャリア支援に関する事務を行うほか、全学の共通教育や1年次生の修学、学籍管理を行う高等教育推進機構の事務を行っている。

外国人留学生や留学希望者支援、教育・研修プログラム等を行う国際本部に国際教務課、国際交流課及び国際連携課を置き、事務職員41人（うち非常勤職員23人）を配置して、留学生対応や特別プログラム、留学生交流の企画・立案・実施等の事務を行うほか、全学の国際化を担う高度専門職として国際オフィサーを配置し、短期派遣プログラム企画、留学フェアやカウンセリング等、国際化推進に係る様々な業務を担当している。

部局においては、当該部局における教育研究活動を支援する上で必要な事務職員164人（うち非常勤職員64人）、技術職員86人（うち非常勤職員15人）、図書館専門職員112人（うち非常勤職員27人）等を配置している。

演習、実験、実習等の授業科目については、教育補助者としてTA等（チューターや助手を含む。）をほぼすべての部局において配置している。

大学院教育の実質化を進め、学士課程教育の充実を図ることを目的とした「ティーチング・フェロー（TF）制度」を平成27年度から導入し、TA経験者であるTFが教員の指導の下で実験・実習等の分担、教員が行う授業設計や教材開発の補佐、授業を補完する取組（レポート作成指導、補習等）等を行っている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- TA経験者が、教員の指導の下で実験・実習を分担し、授業設計・教材開発の補佐及び補習等を担当するティーチング・フェロー（TF）制度を平成27年度から導入することによって、学士課程教育が充実することが期待される。

【改善を要する点】

- 大学としての教員業績評価の内容・方法について、構成員への周知が十分とはいえない。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

大学が求める学生像として、「学士課程教育を受けるにふさわしい学力、すなわち基礎知識・基礎技能・数理能力・語学力・理解力・読解力を備えた学生、また、大学入学以降の学びに必要な問題解決能力・創造力・倫理性・思考の柔軟性・コミュニケーション能力・論理的思考力・リーダーシップ、人間性や学ぶ意欲などを備えた学生」と定め、そのような学生を選抜するために、多様な選抜制度をとることを入学者選抜の基本方針として定めている。各学部はそれぞれ（1）学部の理念、（2）教育目標、（3）求める学生像の3項目を定めるとともに、募集要項において、具体的にその選抜方法を明文化している。

また、平成23年度入試から、「大きくくり」の募集形態による「総合入試」を実施するに当たり、文系総合入試と理系総合入試に分けて総合入試の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を作成するとともに、全学共通及び各学部の入学者受入方針の見直しを行っている。

大学院（修士課程、博士課程及び専門職学位課程）については、研究科等ごとにその特性や専門性に基づく入学者受入方針を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程では、入学者受入方針に沿って適切な学生を受け入れるために、学部ごとに筆記試験や課題論文、面接等多様な選抜方法を採用している。初年次教育の充実等を主な目的として、入学時に進学学部を定めない募集形態による入学試験「総合入試」を実施している。

総合入試は、文系及び数学重点・物理重点・化学重点・生物重点・総合科学の5つの理系選抜群からなり、さらに12学部を基本とする入試を実施している。

一般入試では、大学入試センター試験と、各募集単位（各学部・学科等）で必要とされる学力の判定に個別学力検査等を課している。一般入試の選択科目や配点は、各募集単位の特性や入学者受入方針に基づき決定している。多面的な能力や適性を判断するために、7学部（文、教育、法、経済、医（保健学科）、歯、獣医）で総合問題、小論文、面接等を採用する後期日程を実施している。

AO入試は、理学部物理学科、理学部地球惑星科学科、医学部医学科、医学部保健学科看護学専攻、医学部保健学科作業療法学専攻、工学部応用理工系学科（応用マテリアル工学コース）、工学部環境社会工学科（社会基盤学コース）、水産学部で実施している。

大学院課程では、入学者受入方針に沿った学生を選抜するために、一般入試、社会人特別入試、外国人留学生特別入試、その他の特別入試（英語コースを含む。）を実施している。修士課程においては、学力検査（外国語、基礎・専門科目等）と面接又は口述試験を組み合わせ選抜を行っている。博士課程におい

ては、多くの研究科等が論文審査と面接を組み合わせ入試を行っている。

専門職学位課程においては、専攻ごとに一般入試と特別入試を組み合わせ、入学者受入方針に沿った入学者の選抜を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜における実施体制は、全学委員会である入学者選抜委員会及びアドミッションセンターがあり、入学者選抜委員会は、総長を委員長として総長が指名する総長補佐、すべての学部の学部長等で構成し、入学者選抜の基本方針及び組織、企画、合格者の決定等に関する審議を行うとともに、各学部の意向の反映・調整機能を果たしている。

アドミッションセンターは、入学志願者等への広報、入学相談を行うとともに、試験の実施に係る連絡調整、出題、採点等、入学者選抜に係る業務を一元的に実施している。また、合格者の決定に当たっては、アドミッションセンターにおいて合格者の判定に必要な資料を作成するとともに、同センターに置く企画運営会議における審議を経て、入学者選抜委員会において最終決定している。

大学院課程・専門職学位課程の入学者選抜は、研究科等ごとに採点の公平性や正確性を確保するための措置を講じて、合格者の選考を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程一般選抜については、アドミッションセンターにおいて、受験生の動向や入学者選抜試験の結果について毎年度調査分析を行い、その報告書を入学者選抜委員会、教育改革室等に提供し、全学的な検証に役立っている。

総合入試については、平成26年度に総合入試導入後初の卒業者を輩出したことから、卒業年次アンケートを実施し、アドミッションセンター企画運営会議の下に設けた調査分析ワーキング・グループにおいて検証を開始している。また、教育改革室の下に置かれた総合教育・総合入試にかかる検証ワーキング・グループにおいてタスクフォースを設置し、総合入試が適切に機能しているかどうか、道内高校生の志望状況等、指標を設定し、分析している。

高等学校教員等を対象に前年度入学試験の分析結果及び受験者の動向等を説明している。

大学院課程・専門職学位課程については、各研究科等における入学者選抜に係る委員会等において、入学者選抜試験の結果に基づき、試験問題の難易度、判定基準等の検証を行い、試験問題や面接の質の向上、選抜要項の改訂等に役立っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成25年度に設置された獣医学部については、平成25～27年度の3年分、また、平成24年度に設置され

北海道大学

た生命科学院（博士課程）は平成24～27年度の4年分。）

〔学士課程〕

- ・ 総合入試全体：1.04倍
- （内訳）
 - ・ 文系：1.06倍
 - ・ 理系（数学重点選抜群）：1.04倍
 - ・ 理系（物理重点選抜群）：1.02倍
 - ・ 理系（化学重点選抜群）：1.03倍
 - ・ 理系（生物重点選抜群）：1.04倍
 - ・ 理系（総合科学選抜群）：1.04倍
- ・ 文学部：1.02倍
- ・ 教育学部：1.07倍
- ・ 教育学部（3年次編入）：0.96倍
- ・ 法学部：1.01倍
- ・ 法学部（2年次編入）：0.98倍
- ・ 法学部（3年次編入）：0.74倍
- ・ 経済学部：1.03倍
- ・ 理学部：1.02倍
- ・ 医学部：1.03倍
- ・ 医学部（2年次編入）：1.00倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.14倍
- ・ 歯学部：1.00倍
- ・ 薬学部：1.05倍
- ・ 工学部：1.08倍
- ・ 工学部（3年次編入）：1.02倍
- ・ 農学部：1.03倍
- ・ 獣医学部：1.04倍
- ・ 水産学部：1.02倍

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科：0.65倍

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：1.01倍
- ・ 法学研究科：0.96倍
- ・ 経済学研究科：1.07倍
- ・ 情報科学研究科：1.09倍
- ・ 水産科学院：1.22倍
- ・ 環境科学院：0.90倍
- ・ 理学院：1.00倍
- ・ 農学院：1.13倍
- ・ 生命科学院：0.93倍

- ・ 教育学院：0.98 倍
- ・ 国際広報メディア・観光学院：1.10 倍
- ・ 保健科学院：1.59 倍
- ・ 工学院：1.07 倍
- ・ 総合化学院：1.17 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：0.90 倍
- ・ 法学研究科：0.63 倍
- ・ 経済学研究科：0.37 倍
- ・ 情報科学研究科：1.13 倍
- ・ 水産科学院：0.52 倍
- ・ 環境科学院：0.72 倍
- ・ 理学院：0.66 倍
- ・ 農学院：0.83 倍
- ・ 生命科学院：0.87 倍
- ・ 教育学院：0.71 倍
- ・ 国際広報メディア・観光学院：0.79 倍
- ・ 保健科学院：1.44 倍
- ・ 工学院：0.82 倍
- ・ 総合化学院：1.08 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：0.85 倍
- ・ 歯学研究科：0.84 倍
- ・ 獣医学研究科：0.94 倍
- ・ 生命科学院：1.43 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：0.83 倍
- ・ 経済学研究科：0.95 倍
- ・ 公共政策学教育部：1.10 倍

なお、医学部保健学科作業療法学専攻（3年次編入）は、0.00 倍となっている。

保健科学院（博士前期課程、同後期課程）、生命科学院（博士課程）については、入学定員超過率が高い。また、医学部（3年次編入）、医学研究科（修士課程）、法学研究科（博士後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、水産科学院（博士後期課程）、理学院（博士後期課程）については、入学定員充足率が低い。

これらのことから、学士課程の一部の編入学、大学院課程の一部の研究科等を除いて入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 総合入試を実施することによって、文系、理系ごとの共通カリキュラムによる初年次教育の充実が

図られ、入学後の学習成果に基づいて学部・学科を選択することを可能としている。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科等では、平均入学定員超過率が高い又は入学定員充足率が低い。一部の学科における専攻の編入学においては、平成 23～27 年度において、入学者がいない。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

大学は、学士課程の教養教育・基礎教育、専門教育に関する教育課程の編成・実施に関する全学的な基本方針として、共通の素養を育むことを目的とする全学教育科目の履修を基礎とし、知識、技能、態度・習慣をバランス良く習得できるよう専門科目を体系的に配置すること、さらに、教育の質保証としてGPA (Grade Point Average) 制度を採用すること、履修登録単位数の上限を設定すること、全学教育科目における成績評価は相対評価を基本とすることを定めている。

歯学部及び薬学部を除く各学部は、全学教育科目とそれぞれの専門科目を年次を追って履修することを内容とする方針を掲げ、複数の学科がある学部においては、学科ごとの科目の特性に配慮した科目の配置を示している。歯学部及び薬学部では、体系的な教育課程の構成が概括的に述べられており、部局の特性に応じて様々な形式で定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程における教育目標を達成するため、大学全体及び各学部等において、それぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき「教育課程編成・実施の方針」を定め、教育課程を編成して教育を行い、文学部では文学、法学部では法学、経済学部では経済学又は経営学、理学部では理学、医学部では医学、看護学又は保健学、歯学部では歯学、薬学部では薬科学又は薬学、工学部では工学、農学部では農学、獣医学部では獣医学、水産学部では水産学の名称を専攻分野に応じて付記した学士号を授与している。

主に1年次生を対象とする全学教育では、専攻する分野にかかわらず、学生であれば身に付けておかなければならない共通の素養として、高いコミュニケーション能力、人間や社会の多様性への理解、独創的かつ批判的に考える能力、社会的な責任と倫理を身に付けることを目的とし、一般教育演習、総合科目、主題別科目、外国語科目、外国語演習、共通科目に区分される教養科目（コアカリキュラム）を編成するとともに、専門科目を学ぶ心構え、基礎知識を身に付けることができるように、数学・理科及び文系基礎科目等の基礎科目を配置している。

専門教育は2年次以降に行い、学部ごとに、全学教育科目で育んだ能力を基礎に、知識、技能、態度・習慣をバランス良く修得できるよう体系的に配置した専門科目により、教育課程を編成・実施している。これにより、高度な学問的素養及び自律的に知的活動を展開させる能力の育成を図っており、学士教育課程の内容及び水準は授与される学位名において適切なものになっている。総合入試で入学した学生を含め、すべての1年次生は総合教育部に所属し、全学教育科目を履修している。

開講部局、レベル、授業内容、使用言語に応じて特定の番号を付与する授業科目のナンバリングを全授業科目で導入し、体系的な教育課程が編成されていることを確認できる体制を整えている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

1年次生が主に学ぶ全学教育科目において、学生の多様な志向や関心に配慮し、多数の開講科目の中から選択し、履修することができる形態をとっている。さらに、平成24年度文部科学省「国立大学改革強化推進事業」に採択された「北海道内国立大学の機能強化について～北大を拠点とする連携体制の構築～」において、教養教育の充実強化を目的として、北海道内国立大学に所属する学生が、自身の所属大学にいながら他大学の授業を双方向での遠隔授業によって受講し、それぞれの大学が提供する教養教育の一部について単位互換を可能とする「北海道地区国立大学教養教育連携実施」事業を平成27年度から本格的に実施している。事業全体では遠隔授業86科目（遠隔のみの授業27科目、遠隔又は対面での受講を認める科目59科目。）及び対面のみの授業19科目が提供されており、当該大学の学生は、第1学期に4人、第2学期に18人が他大学が提供している授業科目を受講している。また、当該大学からは第1学期に遠隔授業33科目（遠隔のみの授業4科目、遠隔又は対面での受講を認める科目29科目。）及び対面のみの授業を3科目、第2学期は遠隔授業30科目（遠隔のみの授業5科目、遠隔又は対面での受講を認める科目25科目。）及び対面のみの授業を3科目提供しており、第1学期に53人、第2学期に76人の学生が他大学から受講している。

社会からの要請に応え、学士課程と大学院課程を通じた特別教育システム「NITOBE 教育システム」を構築し、グローバル人材の育成に努めている。平成24年度文部科学省「グローバル人材育成推進事業（タイプA：全学推進型）」に採択された「新渡戸カレッジの創設」において、平成25年度から開校している「新渡戸カレッジ」により、高い精神性と異文化理解能力、国際的コミュニケーション能力を身に付けたグローバル人材の育成を図っている。「新渡戸カレッジ」では、全12学部の1・2年次生の中から希望者を選抜し（入校定員200人）、学部教育と並行して、グローバルなコミュニケーションツールとしての英語力を育成すると共に、原則1セメスター以上の海外留学（1単位以上必修）、チームワーク力・リーダーシップ力を育成する少人数クラスの体験型演習、多文化状況の中での問題解決力を育成する多文化交流科目や異文化理解促進科目等からなる教育課程を実施している。

平成25年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「日本とタイの獣医学教育連携:アジアの健全な発展のために」において、日本(北海道大学、酪農学園大学、東京大学)・タイ(カセサート大学)間の学生相互の派遣と受入、単位の互換制度を整備することで、獣医学連携の強化を目指す教育を行っている。

平成26年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「極東・北極圏の持続可能な環境・文化・開発を牽引する専門家育成プログラム(RJES)」において、極東ロシアの基幹5大学(極東連邦大学、北東連邦大学、サハリン国立大学、太平洋国立大学、イルクーツク国立大学)、北海道や極東ロシアの自治体、産業界の代表等で構成されるコンソーシアム(East Russia-Japan Expert Education Consortium)を構築している。また、極東ロシアの基幹5大学とともに、(1)環境評価、(2)文化的多様性、(3)土壌と生産、(4)地域資源開発、(5)防災管理の5分野を基軸として、極東、北極圏及び北海道地域において持続可能な未来を担う人材の育成に努めている。

平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「教学評価体制(IRネットワーク)による学士課程教育の質保証」において、お茶の水女子大学、琉球大学、大阪府立大学、玉川大学、同志社大学、関西学院大学、甲南大学と連携し、学生の学びの実態把握と教育成果に焦点を合わせた「8大学IRネットワーク」を構築している。連携大学で共通のアンケートを実施し、大学間相互評価を実施している。この評価結果を反映し、学士課程教育の質保証システムの創出と教学支援組織の育成を目指している。また、教学評価のノウハウを共有化することにより、教学評価を可能とする人材育成と日本版教学評価モデルの構築に取り組んでいる。

現代日本の社会や文化に関心を持ち、十全な英語能力を持った留学生に対し、基礎・教養科目を英語で実施するとともに、日本語教育並びに現代日本の社会及び文化に関する教育を行う「現代日本学プログラム」を開講し、日本社会に対する優れた見識を有し、日本社会のみならず国際社会においても日本の真に良きパートナーとして活躍するグローバル人材を養成する教育を行っている。

また、理学部では、「気候変動に関する政府間パネル」の最新の評価報告書の内容を組み込んだ「海洋気候物理学」を開講するなど、学術の発展動向や研究成果を反映した科目を開設している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

全学教育科目では、教育目的に沿った授業形態として、通常の講義形態の科目に加えて「一般教育演習」「外国語演習」などの少人数クラス履修者(20人程度)の演習、「心理学実験」「自然科学実験」等の実験、「情報学I」「インターンシップ」等の実習の授業を展開している。全学教育科目では、講義科目が63.4%、演習科目が29.0%、実験・実習等で行う科目が7.6%、専門科目では、講義科目が56.7%、演習科目が28.5%、実験・実習等で行う科目が14.8%の割合で開講されている。文学部及び法学部では、講義科目と演習科目の比率が約50%ずつになっており、経済学部では約60%が講義科目である。その他の多くの学部では、講義科目が約60%、実験・実習等で行う科目が約30%程度になっている。

教育内容に応じた学習指導法の工夫としては、一般教育演習と主題別科目の一部に、日本語による論理的な表現能力と論文作成能力の向上を目的とする「論文指導科目」を設定している。

外国語科目では「英語II」と英語以外の「初習外国語II」においてCALLシステムを利用した自学自習のオンライン授業を取り入れている。

各学部の専門科目では、学部・学科共通の講義とともに、学科・専攻・コース等に即した演習、実験、実習が配置され、研究室単位の教育を基礎とした少人数教育のほか、多くの学部で学生参加型、体験型、社会経験型・実務研修型、討論・ディベート形式、外部講師招へい、TA活用、プレゼンテーション重視等、工夫した取組を行っている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、科目ごとに行う追試験や、補講、集中講義を含め、年間で35週を確保している。前後期とも各科目は15週にわたって授業を行っているが、一部に14週にわたって授業が行われている科目があることについては、改善が望ましい。

一部の学部では、学生の自主的な学習時間を確保のために履修登録単位数の上限設定を導入している。学生の主体的な学習を促すため、自己学習を促すためのレポート課題や小テストを実施しており、平成26年度の調査によれば、全学教育科目における1コマ当たりの授業外学習時間は約1時間となっている。これらのことから、14週にわたって授業が行われている科目があるものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは全学教育科目、各学部の専門科目ともに、統一した様式でウェブサイト上に公開している。主な記載項目は、キーワード、授業の目標、到達目標、授業計画、準備学習（予習・復習）の内容と分量、成績評価の基準と方法、テキスト・教科書、講義指定図書、参照ウェブサイト等である。

シラバスは、新入生ガイダンス等において冊子を配布し、学生に履修登録時や日々の予習復習時に有効に活用するよう指導している。学生は主として履修登録時の科目選択に利用しており、平成26年度に実施した学生による授業アンケート結果において、80%以上の学生が「シラバスは、授業の目標、内容、評価方法を明快に示していた。」と回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択に利用されていると判断する。

5-2-2④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

全学教育で「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」「外国語演習」においてTOEFL-ITPのスコアを活用した能力別クラス編成（初級、中級、上級等）を行い、様々なレベルの学生に対応している。

高等学校で数学や理科の各科目を十分に学んでいない学生を対象に、基礎科目あるいは主題別科目の「科学・技術の世界」において数学・物理学・化学の入門科目を開講し、2年次以降の学部進級時のための配慮に努めている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

大学全体の学位授与方針として、「多様な文化を理解し、人類の未来に寄与する創造的かつ指導的役割を担う人材であること」を求めることとしており、「学部・学科等ごとに定められた学位授与水準（学力・能力・資質）」を満たすことと定めている。これを受け、学部又は学科ごとに様々な形式で専門分野における教育目標に応じた学位授与の方針を定めている。

例えば教育学部では、

「教育学部は、人間の成長や発達を、人と人の関係および人と社会との関係の中で捉える、人間の科学としての教育学を追求することを理念とします。この人間の科学としての教育学の確立によって、社会の様々な領域で教育の実践と改善に携わる人材を育成するとともに、教育を通じて平和な世界の実現に寄与する人材を養成することを教育目的とし、この目的にそって編成された授業科目を履修し、所定の単位数を修得した学生に学士の学位を授与します。

教育学部の学位授与水準

教育学部の教育目標である、次のような知識、技能、態度を形成、獲得したと判断された学生に対して学位を授与します。

- (1) 人間の科学を担うにふさわしい総合的な知識と自主的な研究態度。
- (2) 社会の平和と永続的発展に貢献する人格の基礎。
- (3) 人間の科学を開拓するための専門的研究方法。
- (4) 実践的教育課題の解決に資する総合的研究能力。」

と定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学士課程における成績評価基準は、平成 26 年度以前の入学者については、秀（100～90 点）、優（89～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、不可（59～0 点）の 5 段階で定め、平成 27 年度以降の入学者については、学士課程における授業科目の成績の評価に関する規程の第 2 条に

「A⁺：授業科目の到達目標のすべての面で秀逸な学修成果をあげた。

A：授業目標の到達目標のすべての面で優秀な学修成果をあげた。

A⁻：授業科目の到達目標のほとんどの面で優秀な学修成果をあげたが、一部において良好な結果にとどまった。

B⁺：授業科目の到達目標のすべての面で良好な学修成果をあげた。

B：授業科目の到達目標のほとんどの面で良好な学修成果をあげたが、一部において良好とまではいえない結果にとどまった。

B⁻：授業科目の到達目標のいくつかの面で良好な学修成果をあげたが、全体として良好とまではいえ

ない結果にとどまった。

C⁺：授業科目の到達目標のほとんどの面で合格となる最低限の学修成果であったが、良好な面がいくつかあった。

C：授業科目の到達目標のすべての面で合格となる最低限の学修成果であった。

D：授業科目の到達目標全体として合格となる最低限の学修成果より少し低い結果であった。

D⁻：授業科目の到達目標のほとんどまたはすべての面で合格となる最低限の学修成果はなかった。

F：学修成果を示す証拠はなかった。」

と定め、第2条第2項で

「A⁺、A、A⁻、B⁺、B、B⁻、C⁺及びCを合格とする。」

と定めている。これを受けて、各学部では成績評価基準を各学部規程等で定めており、すべての学部が学生便覧を通じて学生に周知を図っている。

また、それぞれの評価を点数化（G P）し、平均点（G P A）を学修簿に記載し、学生が自らの学修成果を把握できるようにしている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

履修者5人以上の全学教育科目・専門科目の成績分布を、「成績分布WEB公開システム」を通じて公開しており、成績評価の客観性・透明性を担保している。

成績評価の厳格性を担保するため、全学教育科目では「全学教育科目における学生からの成績評価に対する申立て制度の取扱いについて」、専門科目では取扱要領や申合せ等、学生からの成績評価に対する異議申立て制度を設け、成績公表時期に異議申立てを受け付けており、全学教育科目における異議申立件数は、平成25年度20件、平成26年度3件、専門教育科目については、各学部の合計で平成25年度3件、平成26年度4件となっている。しかし、一部の学部を除いて、成績評価に対する学生からの異議申立ては直接教員が対応するものとしており、組織的な措置となっていない。

全学教育では、「成績評価基準のガイドライン」において各科目の成績評価基準を設定し、同一科目におけるクラス間の評価の極端な偏りがないかなどを点検する専門委員会を高等教育推進機構学務委員会の下に設置し、極端な偏りがあった科目の担当教員には説明を求めた上で改善を促している。

各学部においても、「成績評価基準のガイドライン」が作成されており、それに基づいて点検が行われている。

これらのことから、一部の学部を除いて異議申立て制度が組織的な措置となっていないものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学位授与方針に基づく卒業認定基準を各学部において定め、学生便覧やウェブサイトにおいて周知しているほか、ガイダンス等で説明している。

卒業認定は、定められた修業年限以上在学し、各学部で指定された必修科目、選択必修科目及び選択科目のそれぞれについて所定の単位数を修得した者について、各学部の教務委員会及び教授会において審議し、その意見を聴いた上で総長が決定するなど、審議・決定を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院課程の教育課程の編成・実施方針は、「柔軟な教育組織の編制」「大学院共通教育」の実施、「キャリア形成の支援」「教育の質保証」の取組によって教育課程を編成することとして、各研究科等の教育課程の編成・実施方針を前期課程、後期課程ごとに定め、複数の専攻がある場合には専攻ごとに区別した方針を定めている。研究科等は、教育課程編成・実施方針をそれぞれ異なる形式で定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科等では、それぞれの学問分野や関連する職業分野の特徴を踏まえ、養成すべき人材像を学位授与の方針として明確にし、そうした人材を育成するため、教育課程編成・実施の方針に基づき、教育課程を編成している。

開講部局、レベル、授業内容、使用言語に応じて特定の番号を付与する授業科目のナンバリングを全授業科目で実施することによって体系的な教育課程が編成されていることを確認できる体制を整えている。

学際領域や複合領域、融合領域の修得をも促す教育体系を構築する工夫をし、既存の学問領域を越える課題に対応できる人材の養成にも取り組んでいる。具体例として、「大学院生のための研究アウトリーチ法」「大学院生のための大学教員養成（PFF）講座」等の大学院横断的授業科目で構成される大学院共通授業科目及び科学技術・リベラルアーツ科目、基礎科学領域／数学系等の科目群で構成される大学院理工系専門基礎科目の実施や、教育学院における個々の専門領域の履修に加えて、共通講義、研究法、総合講義を履修させる取組、環境科学院における「南極学カリキュラム」の実施等が挙げられる。

専門職大学院においては、関連する職業分野との関わりを有する科目を開講している。

各研究科等における教育課程の内容及び水準は授与される学位名において適切なものになっており、修士課程では医科学、博士前期課程では文学、学術、法学、経済学、経営学、工学、情報科学、水産科学、環境科学、理学、農学、生命科学、薬科学、教育学、国際広報メディア、観光学、保健科学、看護学、総合化学の名称を専攻分野に応じて付記した修士号、博士後期課程では文学、学術、法学、経済学、経営学、工学、情報科学、水産科学、環境科学、理学、農学、生命科学、薬科学、教育学、国際広報メディア、観光学、保健科学、看護学、総合化学、博士課程では医学、歯学、獣医学、臨床薬学の名称を専攻分野に応じて付記した博士号を、専門職学位課程では法務博士（専門職）、会計修士（専門職）、公共政策学修士（専門職）の名称を専攻分野に応じて付記した学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

12の研究科等において10月入学を実施しており、留学生の増加に対応した教育課程を編成している。

担当教員の研究成果、学術の発展動向を反映させた授業科目を開講している。

主に社会人に対し、標準修業年限を超えて在学し課程を修了できるよう、長期履修制度を導入しており、平成26年度には、154人が長期履修学生となっている。

社会からの要請に対応し、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するための「博士課程教育リーディングプログラム」を実施している。平成23年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム（オンリーワン型）」に採択された「One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム」においては、感染症や環境獣医学など、獣医学術の世界的発展動向を反映した2つのコース（人獣共通感染症対策専門家養成コース、ケミカルハザード対策専門家養成コース）を創設し、それぞれの分野の専門性に加えて、問題の全体像を俯瞰できる総合力をもって当該分野の教育研究の推進及び対策にリーダーシップを発揮できる人材を育成するための教育を行っている。国内外の企業や研究機関等へのインターンシップによる国際的キャリアパス支援、アクティブ・ラーニングの充実等により、獣医学研究者への社会的要請に応える教育体系を構築している。平成25年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム（複合領域型（物質））」に採択された「物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム」においては、5学院（総合化学院、生命科学院、理学院、環境科学院、工学院）の5専攻を横断する学位プログラムを実施している。数理科学及び科学コミュニケーションに関する授業科目を充実させたほか、異なる専門分野をもつプログラム生5人をユニットとする少人数の課題解決型教育（PBL）を実践している。また、企業インターンシップによるキャリアパス形成、海外の大学等へのインターンシップによる国際的な研究活動の支援により、グローバルに活躍する人材の育成を図っている。

国際的に活躍できる人材の育成と大学教育のグローバル化を目的とする「大学の世界展開力強化事業」を実施している。平成24年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「人口・活動・資源・環境の負の連鎖を転換させるフロンティア人材育成プログラム（PAREプログラム）」において、インドネシアのボゴール農科大学、バンドン工科大学、ガジャマダ大学、タイのチュラロンコン大学、カセサート大学、タマサート大学とPARE大学院教育コンソーシアムを形成し、教育交流を統一したシステム下で運営し、学生の派遣、受入を行うことで、分野横断的に活躍、協働できる「フロンティア人材」の育成に努めている。また、学問分野間の教育の質保証システムを均等性のあるものへと整備しつつ、ASEANの主要6大学との教育連携システムの構築を図っている。

平成26年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援（タイプA：トップ型）」に採択された「Hokkaidoユニバーサルキャンパス・イニシアチブ」構想を推進している。この取組の一つとして、平成25年度開校の「新渡戸カレッジ」で修得したグローバル人材のための基盤をさらに実践的な力へと転換させるために、平成27年度から、グローバル人材育成のための大学院特別教育プログラムとして、全18研究科等の学生を対象とする「新渡戸スクール」を開校し、平成27年度は64人の学生が入学している。

学生が当該大学と海外の大学の2つの異なる大学で学び、それぞれの大学から学位を取得できる、グローバル化に対応したダブル・ディグリー・プログラムを推進しており、平成27年4月現在、理学院3件（博士のみ）、工学院で2件（修士・博士両方1件、修士のみ1件）、総合化学院1件（博士のみ）、工学院・情報科学研究科合同で1件（修士・博士両方）、歯学研究科1件（博士のみ）の計8件でダブル・ディグリー・プログラムを開設し、うち5件で実際にプログラムに基づく学生の交流を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

一部の研究科等においては授業形態の区別が学生にわかりやすい形で示されていないが、各研究科等の教育研究の目的に則してほとんどの授業科目が講義、演習、実習を組み合わせで実施されている。

少人数型授業、対話・討論型授業で教員と学生とのコミュニケーションを図って学修効果を高める取組がなされている。

農学院では、協定校を含む海外大学と国際学術フォーラムを定期的で開催し、海外の学生や研究者との交流を通じて発表力、課題発見力、国際性を養っている。

大学院教育改革支援プログラム「融合生命科学プロフェッショナルの育成」では、学生の5つの能力（専門力、博識力、社会連携力、企画展開力、国際力）の評価とともに、講義情報を提供して履修計画作成と修学を支援する「能力ペンタグラムシステム」を構築している。同システムは「新渡戸スクール」における修学ポートフォリオの雛形として採用され、これを改良した「NITOBÉ ポートフォリオ」は、スクール生の学習プロセスを可視化することを目的としている。

博士課程教育リーディングプログラム「物質科学フロンティアを開拓する Ambitious リーダー育成プログラム」や、スーパーグローバル大学創成支援事業における「新渡戸スクール」では、その教育課程の一つにプロジェクト型学習（PBL）があり、専門分野の異なる5～6人が一組となってユニットを作り、ディスカッションや共同して課題に取り組むことで、様々な意見を取り入れ、まとめあげる力を養成している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、科目ごとに行う追試験や、補講、集中講義を含め、年間で35週を確保している。前後期とも各科目は15週にわたって授業を行っているが、一部に14週にわたって授業が行われている科目があることについては、改善が望ましい。

授業回数とその内容、準備学習（予習・復習）の内容と分量をシラバスに明記していること、予習復習の便宜を図るための教材のオンライン公開、授業アンケートの実施、対話型・演習形式の双方向授業の実施等、各研究科等がそれぞれの教育目的に応じて単位の実質化に向けた多様な取組を実施している。

専門職大学院をおく研究科等においては、授業の予習・復習の時間を確保できるように、履修登録単位の上限設定やオフィスアワーの設定等、自主学習を促す取組を行っている。

これらのことから、14週にわたって授業が行われている科目があるものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

授業科目のシラバスは各研究科等において統一した様式で作成し、それぞれの状況に応じた方法で公開している。

学生は主として履修登録時の科目選択の際に、シラバスを利用しており、授業アンケートにおいて実際の授業がシラバスどおりに行われているかを学生に評価させることで、教員に適切な授業を遂行するようにフィードバックを図るなど、授業改善に活用している。

留学生の増加に対応するため、理学院、環境科学院などの複数部局において、日英併記若しくは英語のみのシラバスも作成している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

すべての研究科等で、「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」を実施している。社会人学生のように職業を有する学生に対して、授業科目を土曜日や夜間、長期休業期間に開講し、電子メールを介した指導を行うなどの工夫をして指導を行っている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

教育課程編成・実施の方針に沿って、個別の規程等の整備、論文指導委員会の設置、複数研究指導体制の確立、中間報告のような研究経過報告等を行っている。

学生には課程博士取得までの流れを例示し、博士論文の準備が計画的にできるように指導している。

複数指導教員による研究指導の制度化、他研究機関や民間企業と連携した研究指導の実施により、研究指導体制の充実を図っている。

学生への旅費支援による国内外の学会への参加促進、TAやRA、教育能力の向上を目的として授業に参画させるTF等の各種制度により、優れた能力の育成に努めている。

大学院学生に対する取組として、研究活動に関する複雑なルールをできるだけわかりやすく記載した『研究活動に関するハンドブック』及び主に学生向けの資料として「学生の皆さんへ（健全な科学の発展のための研究活動における不正行為の防止について）」を作成し、講義等を通じて指導している。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

各研究科等に共通する包括的な学位授与方針として、

「北海道大学大学院は、本学が掲げる4つの基本理念の下に、専攻分野における高度な教育研究と先端的・学際的な教育研究を行うことにより、高度な専門性に加えて、広い視野ならびに高い倫理観を備え、人類社会の持続的発展に貢献しうる高度な専門家および職業人の養成を教育目標としています。

また、大学院の各課程において学位を授与される者は、次に掲げる学識・能力を身に付けている必要があります。

【修士課程】

広い視野と深い学識を備え、専攻分野における研究能力に加えて高度の専門性を必要とする職業を担うための卓越した能力

【博士課程】

専攻分野において、研究者として自立して研究活動を行う能力、または高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力とその基礎となる豊かな学識

【専門職学位課程】

高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力

上記の教育目標を達成し、各課程で身につけることが必要な学識・能力を習得させるため、各研究科等において、各々の教育目標に即した学位授与方針を定めています。そして、当該方針に基づく教育課程を編成・実施し、各研究科等で求める学力、能力、資質を満たすと認められる者に対し、修士もしくは博士の学位または専門職学位を授与します。」

と定めている。

また、教育学院では、

「教育学院は、現代社会における乳幼児期から高齢期までの人間発達の仕組みを多角的に解明するとともに、生涯にわたる個人の発達を保障する社会の仕組みを探究する教育研究を行うことにより、人間発達と教育に関する理論的・実践的課題の解決に資する能力をもった研究者および人間発達と教育に関する高度な知識を備え実践する専門職業人を養成することを教育目標とします。

教育学院の学位授与水準

教育学院では、上記の教育目標にそって編成された教育課程を履修し、能力、資質を満たすと認められる者に対し、修士または博士の学位を授与します。

【修士課程】

- ・教育学に関する幅広く高度な知識と技能。
- ・人間発達の仕組みとそれを保障する社会の仕組みについての総合的な理解。
- ・人間発達と教育に関する理論的・実践的課題の解決に取り組む研究を行う能力。
- ・人間発達と教育に関わる高度な専門性を有する職業を担うことができる能力。

【博士後期課程】

- ・人間発達と教育に関する幅広く高度な知識・技能とその深い理解。
- ・教育学の各専門分野において自立的に研究を行い、教育学の発展に寄与できる研究能力。
- ・人間発達と教育に関する理論的・実践的課題の解決に貢献できる研究能力。
- ・自らの研究を活かして人間発達と教育に関わる高度な専門性を有する職業を担うことができる能力。」

と定めているように、各研究科等若しくは各専攻で学位授与の方針を作成し、修了生に身に付けさせるべき能力等を示している。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

各研究科等は、授業科目ごとに成績評価基準を定め、単位認定の基準を明文化し、学生便覧やシラバス、オリエンテーション等を通じて学生に周知を図っている。

例えば教育学院の修士課程では、出欠状況と文献要旨のレポーターの担当、レポートの提出、実習への

参加と取組等を組み合わせることで評価を行うなど、各部署の状況に応じた成績評価基準を設定し、その基準に従って、成績評価及び単位認定を実施している。

また、法学研究科、経済学研究科（会計専門職大学院）、医学研究科、歯学研究科、水産科学院、環境科学院、教育学院、国際広報メディア・観光学院、保健科学院、公共政策学教育部では、教授会あるいは教授会の下に成績評価委員会等を設置し、成績評価、単位認定の点検を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

各研究科等においては、成績評価分布のガイドラインの設定、成績判定会議や成績分布の公平性についての詳細な検討、成績分布の学生への公表を行っている。

すべての研究科等において、学生からの成績評価に対する異議申し立てを受ける制度として取扱要領や申合せ等を設けている。平成26年度の異議申立て件数は、各研究科等の合計で2件となっている。しかし、一部の研究科等を除いて、成績評価に対する学生からの異議申し立ては直接教員が対応するものとしており、組織的な措置となっていない。

これらのことから、一部の研究科等を除いて異議申し立て制度が組織的な措置となっていないものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位授与の方針に基づいた「学位論文に係る評価基準」を策定し、学生便覧や学位論文提出マニュアル、ガイダンス等を通じて学生に周知を図っている。経済学研究科修士論文に係る評価基準では、

「1. 基本要件

- (1) 修士の学位を受ける者は、北海道大学大学院ディプロマ・ポリシー及び大学院経済学研究科ディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を満たすと認められる必要がある。修士論文は、これらの能力を示すものでなければならない。
- (2) 修士論文は、申請者自身の単著とし、本人以外の論文ないし研究発表の独自性やアイデアを侵害する箇所を含んではならない。
- (3) 修士論文は、著作権、肖像権その他の本人以外の権利を侵害してはならない。
- (4) 修士論文は、「北海道大学における科学者の行動規範」に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならない。

2. 論文の構成

修士論文は、次の要件を満たす構成とする。

- (1) 論文の題目が適切であること。
- (2) 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
- (3) 研究方法が記述されており、目的に沿った方法であること。
- (4) 目的に対応して結論が適切に導き出されていること。
- (5) 引用文献が適切に用いられていること。

(6) 前項までの内容が、適切な構成により不足なく含まれていること。

3. 内容

修士論文の内容は、次のような点において評価することが想定される。ただし、どの項目を重視するか、さらにどのような項目を追加するかなどは、審査委員会に一任される。

- (1) 専攻分野において一定程度の学術的価値を有する。
- (2) テーマの選択や研究方法が適切である。
- (3) 文献調査やフィールド調査及び先行研究を着実に踏まえて研究が行なわれている。
- (4) 設定したテーマと研究方法に従ってデータ・資史料などを的確に収集・処理している。
- (5) 既存の研究には見られない新たな事実の発見や独創的な分析、解釈、提案等を行っている。
- (6) 論旨が明快で、しっかりした論理展開がみられる。
- (7) 適切な文章表現による論述が行なわれており、高いレベルで完結性を有する。」

と定められている。

学位規程、内規や申合せに基づいて、各研究科等は学位論文審査体制を整備している。具体的には、論文審査委員会（予備審査委員会を含む。）から教授会（あるいは代議員会）の審議に至るまで、複数段階の審査を実施して、適切な審査を確保できる体制となっている。

専門職大学院においては、学位授与方針に従って、各研究科等で指定された修了に必要な必修科目や選択科目を配置しており、所定の科目の単位数を修得した者について、教授会における審議を経て、修了を認定している。

平成 26 年度にすべての研究科等（専門職学位課程を除く。）において策定した博士論文に係る評価基準では、学位論文の基本要件に研究倫理に関する項目を設けている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学士課程、大学院課程の全授業科目において、開講部局、レベル、授業内容、使用言語に応じて特定の番号を付与する授業科目のナンバリングを実施している。
- 平成 24 年度文部科学省「国立大学改革強化推進事業」に採択された「北海道内国立大学の機能強化について～北大を拠点とする連携体制の構築～」において、平成 27 年度から「北海道地区国立大学教養教育連携実施」事業を本格的に実施し、北海道内の国立大学に所属する学生が、自身の所属大学にいながら他大学の授業を受講することを可能にし、学生のニーズに基づいた授業履修を可能にしている。
- 平成 24 年度文部科学省「グローバル人材育成推進事業」に採択された「新渡戸カレッジの創設」において、「新渡戸カレッジ」を開校し、各学部での教育に加えて、グローバル社会で活躍するために必要なスキルとマインドを身に付ける教育を行っている。
- 平成 24 年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「教学評価体制（IR ネットワーク）による学士課程教育の質保証」において、全国 8 大学と連携し、教学評価のノウハウの共有化により、教学評価を可能とする人材の育成と日本版教学評価モデルの構築に取り組んでいる。
- 平成 25 年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「日本とタイの獣医学教育連

携：アジアの健全な発展のために」において、日本（北海道大学・酪農学園大学・東京大学）・タイ（カセサート大学）間の学生相互の派遣、受入、単位の互換制度を整備することで、獣医学連携の強化を目指す教育を行っている。

- 平成 26 年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「極東・北極圏の持続可能な環境・文化・開発を牽引する専門家育成プログラム（R J E 3プログラム）」において、極東ロシアの基幹5大学、北海道や極東ロシアの自治体、産業界の代表等で構成されるコンソーシアムを構築し、極東、北極圏及び北海道地域において持続可能な未来を担う人材の育成に努めている。
- 平成 24 年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「人口・活動・資源・環境の負の連環を転換させるフロンティア人材育成プログラム（PAREプログラム）」において、インドネシアのボゴール農科大学、バンドン工科大学、ガジャマダ大学、タイのチュラロンコン大学、カセサート大学、タマサート大学とPARE大学院教育コンソーシアムを形成し、教育交流を統一したシステム下で運営し、学生の派遣、受入を行うことで、分野横断的に活躍、協働できる「フロンティア人材」の育成に努めている。
- 平成 23 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「One Health に貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム」において、感染症や環境獣医学など、獣医学術の世界的発展動向を反映した2つのコースを創設し、それぞれの分野の専門性に加えて、問題の全体像を俯瞰できる総合力をもって当該分野の教育研究の推進及び対策にリーダーシップを発揮できる人材の育成に努めている。
- 平成 25 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「物質科学フロンティアを開拓する Ambitious リーダー育成プログラム」において、5学院（総合化学院、生命科学院、理学院、環境科学院、工学院）の5専攻を横断する学位プログラムを実施している。
- 平成 26 年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に採択された「Hokkaido ユニバーサルキャンパス・イニシアチブ」構想において、平成 27 年度からグローバル人材育成のための大学院特別教育プログラムとして、「新渡戸スクール」を開校している。

【改善を要する点】

- 一部の学部・研究科等を除いて、成績評価に対する学生からの異議申立ては直接教員が対応するものとしており、組織的な措置となっていない。

基準6 学習成果
6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

学士課程における標準修業年限内の卒業率は、平成22～26年度の平均で、文学部は74.8%、教育学部は78.5%、法学部は79.0%、経済学部は79.8%、理学部は82.3%、医学部医学科は85.8%、医学部保健学科は88.6%、歯学部は83.4%、薬学部薬学科は98.3%（ただし、平成23～26年度の4年間の平均）、薬学部薬科学科は80.9%、工学部は83.6%、農学部は85.4%、獣医学部は90.7%、水産学部は84.6%であり、学士課程全体における卒業率の平均は、毎年度80%を超えている。また、「標準修業年限×1.5」年内の卒業率に関しても、学士課程全体における平均は、毎年度90%以上となっている。

平成23年度の総合入試導入以降、1年次生は総合教育部に所属し、所定の単位を修得した学生が2年次に進級して各学部・学科等へ移行するが、同年度以降の入学者は、毎年度95%以上が2年次へ進級している。

平成22～26年度の学士課程の退学率の平均は1.1%である。

平成22～26年度の修士課程及び博士前期課程における標準修業年限内修了率は、医学研究科は85.6%、文学研究科は70.8%、法学研究科は81.0%、経済学研究科は87.7%、情報科学研究科は89.9%、水産科学院は87.4%、環境科学院は84.3%、理学院は82.0%、農学院は85.9%、生命科学院は89.4%、教育学院は78.7%、国際広報メディア・観光学院は74.8%、保健科学院は88.3%、工学院は92.3%、総合科学院は94.3%（ただし、工学院及び総合科学院は平成23～26年度の4年間の平均）であり、修士課程及び博士前期課程全体の平均では、87%の学生が標準修業年限で修了しており、「標準修業年限×1.5」年内の平均修了率は、92%となっている。

博士課程及び博士後期課程では、文学研究科は14.0%、法学研究科は23.1%、経済学研究科は48.3%、情報科学研究科は63.3%、水産科学院は60.8%、環境科学院は40.6%、理学院は50.9%、農学院は57.0%、生命科学院は61.2%、教育学院は6.4%、国際広報メディア・観光学院は6.3%、保健科学院は64.1%、工学院は63.5%、総合科学院は66.7%（ただし、保健科学院、工学院及び総合科学院は平成24～26年度の3年間の平均）、医学研究科は56.2%、歯学研究科は79.7%、獣医学研究科は72.6%であり、博士課程及び博士後期課程全体の平均では、54%の学生が標準修業年限で修了し、「標準修業年限×1.5」年内の修了率は約71%である。

専門職大学院課程については、平成22～26年度の平均で、約70%の学生が標準修業年限内で修了している。

また、平成26年度において、大学院学生の学位論文を除く学術論文数は2,386本、学会発表数は6,920

件、国際学会参加数は1,573件となっており、国際学会で27の賞を受賞している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

高等教育推進機構が実施している全学教育科目の授業アンケートにおいて、総合評価は平成11年度は5段階評価で平均3.41ポイントであったが、平成24年度以降は平均値が4.0を超えている。

教養教育（コアカリキュラム）の目標である、（1）高いコミュニケーション能力、（2）人間や社会の多様性の理解、（3）創造的な思考能力と建設的な批判的能力、（4）社会的責任と普遍的な倫理観の4つの能力を獲得できた程度に関する評点は、全学生を平均して、「少人数クラス」で4.0、「主題別クラス」で3.9、「一般教育演習」で4.1である。

学部専門科目の総合評価については、平成11年度は5段階評価で平均3.41ポイント、平成23年度後期には平均値が4.0となっている。また、平成24年度以降は学部、研究科等が独自に授業アンケートを実施しており、薬学部の平成26年度平均は3.98となっている。

学習の達成度について、全学的な調査は行われていないが、経済学部でシラバスに記載されている到達目標が60%以上達成できたと回答した学生が81.6%、医学部保健学科で「入学時点で立てた学修目標はどれくらい達成できましたか？」という設問に対し、「十分達成できた」「まあまあ達成できた」と回答した学生が84.0%、医学研究科博士課程で「入学時に立てた学修・研究計画はどれくらい達成できましたか？」という設問に対し、「十分達成」「まあまあ達成」と回答した学生は90%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成26年度の卒業・修了生の進路状況をみると、学部卒業生では、理系を中心に大学院進学が最も多く53.0%、就職33.6%、その他7.9%、臨床研修等5.5%の順となっており、平成26年度の就職率は93.8%である。

就職先の内訳は、企業56.9%が最も多く、次いで官公庁22.7%となっており、産業別内訳は、公務22.3%、医療・福祉業17.0%、製造業12.0%である。

修士課程修了生の進路は、博士後期課程への進学が14.6%、就職が74.9%、その他が10.5%となっている。平成26年度の就職率は95.6%となっている。

博士課程修了者の平成26年度の就職率は93.6%であり、その就職先は、大学等が40.9%と最も多いが、企業26.1%、病院等22.2%と半数以上が大学等以外の分野に進んでいる。

専門職学位課程修了生の進路は進学が0.8%、就職が41.1%、その他が58.1%となっており、平成26年度の就職率は91.1%となっている。その就職先は、企業が62.7%で最も多く、次いで官公庁が35.3%、その他が2.0%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成25年度に高等教育推進機構が行った、学部卒業生（卒業後5年、10年、15年、20年、25年）2,635人を対象にしたアンケートの結果、有効回収率26.7%の中で、大学在学中に身に付いた能力として最も高い割合を示しているのは、「多様な価値観を理解し、尊重する力」で、卒業生の81.0%が、身に付いた又

はやや身に付いたと回答している。同様に、「人間関係の構築力」も身に付いた又ははやや身に付いたと回答している卒業生が79.7%となっている。

平成25年度に学務部が行った、卒業生の採用企業（官庁（公務員）を含む。）を対象にしたアンケートの結果、企業においては、「専攻分野に関する知識」「発表・プレゼンテーション能力」「ディスカッション能力」「集団の中での協調性」「情報収集・分析能力」が評価されている。

また、学部、研究科等が卒業（修了）生の就職先等から独自の意見聴取を行った結果、薬学部では「責任感・粘り強さ・誠実性」「仕事に対する知識・基礎学力」「パソコン操作等の能力」が、工学部・工学院では「大学で学んだ学問分野で専門領域に関する知識」「分析的に考察する力」及び「新たな知識を素早く身につける力」が、情報科学研究科では「集団の中での協調性」「情報収集・分析能力」「企画・アイデア等の創造力」「電気・電子工学に関する専門的知識」及び「情報・コンピュータに関する専門的知識」が評価されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部卒業生に対するアンケートによると、「多様な価値観を理解し、尊重する力」や「人間関係の構築力」を始めとして、様々な能力が大学在学中に身に付いたと考える卒業生が多い。また、採用企業に対するアンケートにおいても、「専門分野に関する知識」や「情報収集・分析能力」等多くの項目について卒業生が有する能力等が評価されている。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、札幌地区、函館地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は札幌地区が1,010,467㎡、函館地区が88,785㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計779,061㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

各教育研究組織には諸活動に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室、情報端末室）、研究室、会議室、事務室、学生自習室・控室、談話室等を備えている。札幌キャンパスには、管理・運営部門である本部事務局のほか、各種の附置研究所、研究センター及び学内共同施設を整備している。

両キャンパスには、食堂・売店・ATMを備えた生活支援施設に加え、体育館、運動場、野球場、テニスコート、プール、サークル室等を学生のニーズを踏まえつつ整備しており、広く利用されている。

平成27年度における耐震化率は95.9%となっており、平成27年度の完了を目指して建物の耐震化を計画的に進めている。

施設のバリアフリー化についても、各研究科等でスロープやエレベーターを設置するなど、整備している。

安全・防犯面に関しては、防犯カメラを札幌キャンパスに281台、函館キャンパスに6台設置し、外灯を札幌キャンパスに433台、函館キャンパスに27台設置している。構内における事件、事故等防止のため、構内循環バスの運行時間を延長して夜間の一人歩きの減少を図るとともに、警備車両（パトランプ設置）による日中、夜間各2回（1日4回）のパトロールの実施（1回の走行距離12.5km）、入構ゲートによる車両の24時間入出庫管理、構内道路の外灯増設、構内危険樹木調査・伐採等を行っている。また、カードリーダーによる建物入退管理の整備を段階的に進めている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報環境推進本部が、本部長（総長）の下に、副本部長（理事・CIO（情報化統括責任者））、CIO補佐役（情報化統括責任者補佐役）を置き、情報環境の整備に関する施策の総合調整を行っている。また、

業務の基本方針及び運営に関する重要事項は、本部運営会議によって審議決定され、情報推進課が業務の処理を行っている。

学内共同利用設備として、キャンパスネットワークシステムHINESを提供し、全学で広く利用されている。

学内における不正アクセス及び事故・障害時の対応等を明確化し、全学教育等の機会を利用して情報倫理に関する啓発活動を継続して実施している。

学術クラウドシステムである「北海道大学アカデミッククラウド」では、最新のクラウド基盤技術を採用し、様々な研究プロジェクトや業務を支援している。その利用状況は、平成25年度において最大2,500コアを超えており、稼働率は約133%となっている。

教育情報システムELMSとして、札幌及び函館キャンパスの全学部、情報基盤センター、附属図書館等の約35か所に998台のクライアントコンピューターを分散配置している。

平成18年度からは、教育情報システムと連携した「オープンコースウェア（OCW）」により、講義情報を無償で公開しており、平成26年度は29コースで合計95のコンテンツを公開している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館本館、北図書館及び学内の16の部局図書館・図書室（以下「図書館」という。）において、約380万冊の図書、約83,000種類の雑誌、約86,000点の視聴覚資料を所蔵している。これに、約21,000タイトルの電子ジャーナル、約22,000タイトルの電子ブック、約40種類の学術データベースを加え、教育研究に必要な資料を人文科学・社会科学・自然科学の各分野について体系的に収集、整理している。

北図書館では、5,500点以上のビデオ、7,400点以上のCD・DVD等を有しており、語学学習等を中心に利用されている。

図書館の年間入館者数は全学で約160万人、年間貸出冊数は約45万冊である。電子ジャーナル・データベースの利用は年々増加しており、これらは当該大学の教育研究活動に欠かせないインフラとなっている。

独自の取組として、北方資料を画像データベース化し、多面的に提供している。また、当該大学の学術成果コレクションHUSCAP(Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers)では、当該大学所属の研究者・大学院学生等の研究論文、学会発表資料、教材、紀要等を電子的に保存し、インターネットを通じて提供している。博士論文や学術雑誌に掲載された論文をはじめ、毎年2,000件以上の登録を行っており、累計登録件数は46,000件超に達している。年間ダウンロード数も年々増加しており、平成26年度は学内で約48,000回、学外で約830万回ダウンロードされている。

学生が利用できる閲覧室や自習室を設け、これらの総座席数は2,219席である。授業のある期間中、本館、北図書館は、平日と試験期間の土日祝日は22時まで、それ以外の土日祝日も19時まで開館している。また、授業前の自習時間を確保するため、平日は8時から開館している。長期休業期間中、本館、北図書館は土日祝日も9時から17時まで開館している。

図書館では、文献検索や管理、論文執筆等の情報リテラシー教育を実施しており、自主的学習を支援している。

図書館の年間入館者約160万人のうち、学部1年次生がよく利用する北図書館の年間入館者数は60万人を超え、本館の約58万人よりも多く、学生の学習拠点として利用されている。

平成 25 年度の利用者アンケートでは、平成 18 年度に実施した同様のアンケートと比較して、開館日・時間、図書の質と量、視聴覚資料、座席数、貸出期間・冊数等、いずれの項目でも評価が上昇している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究に必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

総合教育部や各学部、研究科等において、学生の要望に対応し、学生専用の自習室、談話室、情報端末室等を整備し、授業時間外及び空き時間に講義室、演習室を開放するなど、学生の自主的学習環境の確保に努めており、その座席数は、総合教育部で 307 席、各学部、研究科等で合計約 5,900 席である。

共用機器管理センターでは、同センターのほか触媒化学研究センター、電子科学研究所等の装置を一元的に登録、公表し、研究設備を学内外の研究者が利用できるオープンファシリティシステムを導入し、高度な研究設備を効率的に活用している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部新入生には、新入生オリエンテーションと 1 年次に所属する総合教育部のガイダンスを行うとともに、入試形態別に総合入試入学者には学部学科等移行ガイダンス、学部別入試入学者には学部ガイダンスを開催している。

学部移行後の学生に対しては、各学部において各種ガイダンス、安全教育、修学指導を実施している。また、学部の特性に応じ、教育学部、医学部、歯学部では合宿型のオリエンテーション、法学部、教育学部、理学部では編入・転学部ガイダンス、文学部、法学部、理学部、医学部、薬学部、工学部、水産学部では履修コース・分属説明会を行うとともに、大学院説明会・研究室訪問等も行っている。

大学院課程でも、研究科等ごとに入学・進学時のガイダンス、履修指導、修学支援、安全教育、進路指導等を実施している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

全学的な取組として学生による授業アンケート、学生生活実態調査、投書箱「Voice! 学生の声」、新入生、2 年次、3 年次、4 年次アンケート等を通して、学生のニーズの把握に努めている。また、平成 27 年 4 月から、全学的に共有・活用が可能なウェブサイトによる投書システム VOC (Voice of Customer) を導入、運用している。システム導入前の「学生の声」投書件数は、平成 23 年度が 88 件、平成 24 年度が 104 件、平成 25 年度が 78 件、平成 26 年度が 118 件であったが、システム導入後の平成 27 年は、9 月末現在で 130 件となっている。

学生から寄せられた要望は、学生委員会・教務委員会で検討し、対応している。また、アンケート結果や学生からの質問に対する回答は、学内の掲示板に加え、冊子体やインターネットを通じて公表している。

学生相談室の利用は、平成 24 年度 728 件、平成 25 年度 912 件、平成 26 年度 1,039 件となっており、1 年次生の進路・修学相談を行うラーニングサポート室 (旧アカデミック・サポートセンター) の平成 25

年度の利用件数は493件、利用者数は延べ536人、平成26年度の利用件数は700件、利用者数は延べ751人となっている。

何らかの障害を抱え、特別な支援が必要と考えられる学生には「特別修学支援室」を設け、学生及び保護者等からの支援相談に応じているほか、難聴者に対するノートテイク等、必要に応じた対応を行っている。

各学部では、少人数ゼミを基本とする学習相談やチューター制度、投書箱、理学部におけるTAを活用した学習支援、医学部における教育支援部の専任教員による学習支援等を行っている。

また、外国人留学生の初級日本語クラスのクォーター制やビジネス日本語クラスの導入等を行っている。

さらに、平成26年2月に北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学及び北見工業大学の7国立大学の間で「北海道地区国立大学における学部・大学院入学前留学生教育の実施に関する協定」を締結し、外国人留学生に対する準備教育に係る教育体制及び教育プログラムの構築を進めるとともに、学部入学前準備プログラムを実施しており、平成27年度からは大学院についても実施している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生が自ら発案・企画・実施する課外活動を教育上重要な活動と位置付け、公認学生団体（文化系49団体、体育系64団体、大学祭実行委員会の計114団体）が円滑で適切な活動を行うよう規程・申合せを定めるとともに、フロンティア基金により「学生活動助成金」を創設し、経済面での支援も行っている。

大学独自の取組として、学生が自主的に企画・立案・実施する「北大元気プロジェクト」を公募し、経費の助成を行っている。また、学生の健全な課外活動を顕彰する取組として、「北大えるむ賞」「北大ペンハロー賞」等を設けている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生のニーズについては、学生生活実態調査、投書箱、クラス担任制、学生委員、少人数ゼミ、電子メールでの相談受付等によりきめ細かく把握し、必要な相談・助言体制を整備している。ピアサポート室は、学生相談や保健センター等の専門的相談組織を利用するほどでもない悩み等について先輩学生が相談、助言を行うとともに、総合入試入学者への学部移行相談を行うなど、学生の問題を解決する身近な存在としての役割を担っており、その来室者数（延べ人数）は、平成24年度が6,634人、平成25年度が8,761人、平成26年度が6,427人となっている。学生相談室は、教員と臨床心理士が相談に応じ、修学面、心理面だけでなく、何でも相談の役割を担っており、その利用者数（延べ人数）は、平成24年度が728人、平成25年度が912件、平成26年度が1,039人、平成27年度は9月末現在で520人となっ

ている。保健センターは、健康、衛生面で学生支援に関わっており、専門医やカウンセラーを配置し、病気、怪我をした学生の一次診断、治療や、健康相談及び生活指導を行っている。健康診断は随時実施しており、生活指導は学生一般定期健康診断の結果を基に、必要な学生に実施している。精神衛生面では、学生相談室での相談実施のほか、カウンセリングを行っており、また、学生一般定期健康診断実施時に学生に対して精神衛生に関するアンケートを実施し、結果に基づき個別に対応を行っている。内科利用者数(延べ人数)は、平成24年度が4,014人、平成25年度が3,683人、平成26年度が4,155人、精神衛生相談利用者数(延べ人数)は、平成24年度が749人、平成25年度が928人、平成26年度が806人となっている。また、『学生生活の案内』を入学時に配布し、学生生活、修学、健康などの事項に関する相談窓口や、ハラスメントやカルトに対する苦情相談窓口の周知に努め、必要に応じて相談・助言を行っている。各相談窓口が連携し、どの窓口にも相談しても、適切な窓口を案内できる体制を整えており、学生が担当窓口がわからない時には、「なんでも相談」窓口に問い合わせるよう周知を図っている。

就職支援についても、キャリアセンターを中心に、就職支援や情報提供、インターンシップを通じたキャリア支援等を行っている。

留学生に対する支援として、国際本部に設置している相談室には、バイリンガルのカウンセラーが常駐しており、平成26年度には542件の相談を受けている。また、留学生サポート・デスクは、外国人留学生を含む在学生がサポーターとなっており、平成26年度には3,583件の相談を受けている。新規来日時サポート制度では、空港への出迎えから入居手続き、公的機関における各種手続きの支援をしている。また、民間のアパートに入居する際に必要となる連帯保証制度を実施している。さらに、法的トラブルに迅速に対処できるよう、継続的に弁護士との契約を結んでいる。

ハラスメントに対応する相談窓口等の情報をウェブサイトに掲載するとともに、リーフレットによって周知を図っている。また、相談窓口として、学内相談員を38人配置しており、また、学外のカウンセラーへの相談も可能となっている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

奨学金(北海道クラーク記念財団、日本学生支援機構、民間奨学団体及び地方公共団体等)に関する情報を周知するために、奨学金用掲示板、『学生生活の案内』誌、ウェブサイト等を活用するとともに、全学生を対象とした説明会を開催している。

独自の奨学制度として、平成24年度に「北海道大学フロンティア奨学金」(月額5万円、平成26年度25人採用)、平成25年度に「北海道大学フロンティア基金新渡戸カレッジ(海外留学)奨学金」(月額6~10万円、平成26年度46人採用)、平成26年度に「小島三司奨学金」(月額5万円、平成26年度3人採用)を設け支援を行っている。

各部局においても、奨励賞の創設、入学料・授業料相当分の給付、旅費助成、英語学習や英語論文作成支援などの独自の奨学制度や経済支援策が施行されており、例えば農学院では、「札幌農学同窓会旅費助成」として、平成26年度に国際学会で発表する農学院学生20人に15万円を支給している。

外国人留学生に対する支援として、検定料・入学料・授業料を不徴収とする総長奨励金制度、私費外国人留学生特待プログラム、中国政府派遣留学生制度があり、平成26年度前期で合計159人が採用されている。

さらに2つの学生寮(665室)、8つのインターナショナルハウス(単身用553室、夫婦用20室、家族用40室)、1つの国際交流会館(単身用41室、夫婦用9室)を設置している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 共用機器管理センターでは、同センターのほか触媒化学研究センター、電子科学研究所等の装置を一元的に登録、公表し、研究設備を学内外の研究者が利用できるオープンファシリティシステムを導入し、高度な研究設備を効率的に活用している。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

高等教育推進機構・高等教育研究部が全学的な教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料を収集・蓄積している。また、各学部、研究科等においては、教務委員会等所掌する委員会等でデータの収集・蓄積を行っている。

これらのデータは、各学部、研究科等点検評価委員会や外部評価委員会等で分析し、全学教育については、高等教育推進機構学務委員会がその役割を担っている。収集したデータに基づく分析の結果、成績優秀者に対する特例措置（履修登録上限を超えた登録を可とする。）を適用できる基準となるGPAの値を変更するなどしている。全学に係る分析の結果については、評価室が集約するとともに、各部局等への情報提供等を支援している。

大学機関別認証評価に向けては、評価業務全般を担う評価室が教育改革室と連携し、全学部・研究科等の協力の下、教育研究活動等の総合的な状況を自己点検・評価している。評価室の下に認証評価部会を設けて自己点検・評価を行う体制を整備して実施している。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学教育科目に関しては、学生から聴取した意見は、担当教員へフィードバックするとともに、アンケート結果の概要をウェブサイトで公開している。また、教員からの授業アンケートの結果を受けての報告書を平成 27 年 11 月からウェブサイトで公開している。

医学部保健学科、保健科学院では、年度末に専攻ごとに教員から教育環境に関する意見を取りまとめ、講義室等教育環境の改善を図っており、液晶プロジェクター、マイクの設置や黒板の整備等を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学部・研究科等で定期的に自己点検・評価に基づく外部評価や、各種アンケート及び専門職大学院における各種関係団体からの意見聴取等を行い、教育の質の向上、改善を図っている。例えば、獣医学研究科

では、外部有識者であるプログラムオフィサーの現地視察（年2回）を通して、プログラム改善点等のアドバイスを受け、外国人特任教員による英語教育のフォローアップシステムを構築している。また、法科大学院においては、札幌弁護士会と協議会を設置し、エクスターンシップ学生の受入等の協力体制を築いている。新渡戸カレッジでは、定期的を実施するフェロー交流・研究会や、毎年度の活動を総括する振り返り会において、同窓会からの推薦を受けて参加する当該大学の卒業生であるフェローとの意見交換を行い、フェローからの助言を活かし、新渡戸カレッジの運営組織の改編や平成27年度に新渡戸カレッジカリキュラム「新渡戸学」を新規開講している。

教育改革室が主体となり、卒業生の就職先企業（官庁（公務員）を含む。）に対して、アンケートを行い、その結果を教育改善の方策の検討に役立てている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

新任教員向けの合宿形式の教育ワークショップ、中堅教員を対象とした教育改善マネジメントワークショップ等の教員研修を、高等教育推進機構の企画立案の下、実施している。

平成27年度からは、FD、SD、TA研修等を一元的に企画立案及び実施するため、高等教育推進機構に高等教育研修センターを設置している。

各学部、研究科等では、ワークショップ、講演会、授業参観等のFDを実施している。

これらのことから、FD活動が、実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

TAを対象として、全学教育TA研修会（1日、227人参加）、教育支援者を対象として、学生支援職員SD研修（2日間、30人参加）、北海道地区学生指導研修会（2日間、41人参加）及び教務事務実務研修（隔年実施、平成25年度は2日間、14人参加）を全学的に実施している。また、平成27年度から導入した、博士課程の学生が教員と分担しながら学士課程の教育を担うTF制度の研修会（2日、延べ191人参加）を実施している。

技術職員を対象として、職務遂行の基礎知識に止まらず、最新の専門知識及び技術を習得させ、その資質向上を図ることを目的とした研修を実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 279,551,555 千円、流動資産 29,705,092 千円であり、資産合計 309,256,648 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 68,230,304 千円、流動負債 30,875,030 千円であり、負債合計 99,105,335 千円である。

これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 7,723,773 千円の用途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。

その他の負債については、長期及び短期のリース債務 4,534,253 千円及び長期及び短期の P F I 債務 1,762,272 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 92,929,433 千円、経常収益 95,086,716 千円、経常利益 2,157,283 千円、当期総利益は 630,744 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 28,581,209 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、限られた資源を重点的・効果的に配分するため、毎年度予算編成方針案を作成し、学内主要会議（教育研究評議会、経営協議会及び役員会）の審議を経て、総長が決定している。

支出予算は、予算編成方針に基づき、人件費、特別経費等の使途が特定される経費、中期目標達成強化経費、総長室等事業推進経費、基盤配分経費（各部署等の基盤的な教育研究活動経費）に区分の上、配分案を作成し、学内主要会議の審議を経て、総長の決定により、教育研究活動に必要な経費を配分している。

このうち、総長室等事業推進経費については、総長のリーダーシップによる全学的な教育研究等を振興・活性化するための事業に対して予算配分を行っている。総長室等事業推進経費には「重点領域経費」を設け、平成 26 年度には特に「部局評価に基づく資源の再配分事業」によって、中期目標の達成や、機能強化への施策等に資する各部署の取組状況を評価し、重点配分するシステムを構築している。

また、施設・設備に対する予算配分については、国の整備方針及びキャンパスマスタープランに基づき、予算要求を行い計画的に整備している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、役員会及び経営協議会の議を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程及び監事監査実施細則に基づき行っている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、総長直轄の独立した組織として設置された監査室が、内部監査規程及び内部監査実施細則に基づき、年度監査計画書を策定の上、業務全般の監査を実施している。

また、会計監査人は、大学経営者（理事等）、監事、監査室との四者協議会や財務担当及び病院担当の理事との意見交換を行い、相互に情報を共有することで連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されてい

ると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局長等連絡会議は、役員及び必要な教職員等で構成しており、定期的に会議を開催し、必要に応じて臨時開催を可能としている。

大学運営に関する事項についての企画立案を主たる任務とする総長室を4室体制（企画・経営室、教育改革室、研究戦略室、施設・環境計画室）に再編している。総長室等の構成員は、役員、総長補佐、全学から選出された教員、事務局幹部職員等である。

管理運営のための事務組織として事務局に学務部のほか、総務企画部（76人）、財務部（80人）、研究推進部（32人）、施設部（9人）を設置し、各部署の事務部には、455人の事務職員を配置している。

教務委員会や学生委員会等の教学関係委員会の委員長に、総長又は総長が指名する理事（副学長）を充てているほか、各総長室、各種委員会等には支援する事務組織を定め、事務職員も室員、委員として参画するなど、管理運営組織、各種委員会等と事務組織の間の連携を図っている。

危機管理について、災害に関する未然防止策、緊急対策を迅速・的確に実施するための基本的行動指針である災害対策ガイドラインを定めているほか、安否確認システムを導入している。

安全教育については、安全衛生全般の基礎知識をまとめた「安全の手引」、化学物質に特化した「化学物質取扱の手引」、それらを手軽に学べる映像資料とした「安全教育教材集」の日本語・英語版を毎年度発行し、教職員・学生に配布するとともに、講習会を実施し、大学院共通授業科目「大学院生のための化学物質管理学入門」を開講している。

研究費の不正使用等の防止について、e-learningによる研究費不正使用防止研修を実施し、全教員に毎年受講を義務付けており、平成26年度末の教員受講率は100%となっている。

安全衛生管理については、安全担当の理事・副学長を本部長とした安全衛生本部を設置するとともに、全学委員会や保健センター等と連携し、安全衛生管理に係る体制を整備している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教員については、部局における各種委員会や教授会等の機会を通じて部局長が管理運営に関する意見やニーズの把握に努めている。また、全学的な課題に関しては、部局長等連絡会議等における意見交換を通じて、管理運営に反映させているとともに、各総長室等及び各種委員会等における議論を通じて、意見やニーズを役員が把握している。

学生、事務職員については、アンケート、会議を通じて意見やニーズの把握に努めているとともに、意見交換の機会を設けており、就職ガイダンスの開催時期の変更や、発注業務の効率化やガバナンス機能の強化等を目的とした電子購買システムの導入等を行っている。

学外関係者については、経営協議会において13人の学外有識者から、大学運営に関し意見を求め、運営に反映させている。

平成23、24年度の経営協議会において、大学の強みや北海道の地域性・特色を踏まえた取組を積極的に展開すべきとの指摘があったことを受け、食や創薬・医療等に関する先端的な研究成果を基に関連企業

等と連携して事業や地域システムを創出することを目指す「フード&メディカルイノベーション国際拠点」事業計画を取りまとめている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事（常勤1人、非常勤1人）が、国立大学法人法、監事監査規程及び監事監査実施細則に基づき、当該年度の監事監査計画を策定し、監査を実施している。

会計監査については、毎月の合計残高試算表や期末決算時における財務諸表等の書面監査を行うほか、会計監査人による決算監査の監査結果報告を受けて財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加え、当該財務諸表等の適正性・妥当性の最終確認を行い、意見表明としての監査報告書を作成している。

会計業務以外の監査については、監査計画で定めたテーマに係るアンケートやヒアリング等により監査を実施し、課題等を指摘している。また、役員会等への陪席、書類の閲覧、総長及び理事等との面談を通して業務運営状況についてモニタリングを行っている。

さらに、監事の意見を反映させ、役員間の意思疎通及び情報共有を図るため、総長、理事、監事からなる役員懇談会を平成26年度に1回実施している。この役員懇談会において、平成25年度監事監査における職員向け宿舎の在り方に関する指摘内容を踏まえた提言を受けて、宿舎の在り方等を検討し、平成27年度において職員向け宿舎である伏見住宅を留学生向け宿舎として改築している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員の研修は、職層に応じて、その職務遂行に必要な基本的、一般的知識の取得を目的とした階層別研修、日常の業務を円滑に遂行するために必要とされる専門的知識の向上を目的とした専門研修、職務への関連性も視野に入れた、職員の資質向上への支援を目的としたSD研修の3つを柱とした「事務職員の人材育成プログラム」に基づき定期的・計画的に実施している。

近年では、SD研修として、当該大学のグローバル化構想に沿って、職員のレベルに対応した英語研修（基礎英会話、中級、上級、グローバル化対応、海外派遣）の実施等、国際通用性を身に付けることを目的とした人材育成プログラムを実施しており、延べ77人が受講している。平成26年度には専門研修として、事務職員海外インターンシップ制度を創設し、事務職員を海外の大学等に派遣し、海外での就業、国際業務に関する調査・研究活動等を体験させることにより、国際化推進を担う人材育成の強化を図っており、アメリカとオーストラリアに1人ずつを派遣している。

管理・監督者等を対象に、人事評価における一般的知識の習得、評価・面談におけるポイントの理解を目的として評価者講習会（専門研修）を開催している。

役員についても、適切な大学経営に資するため、定期的に国立大学協会主催のマネジメントに関する研修、セミナー等を受講している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

評価に関する業務を行うため評価室を設置している。

評価室は、担当理事を室長とし、総長補佐、全学の部局から選出された教員等によって構成され、自己点検・評価の実施方針の策定、評価の実施、部局等への情報提供等の業務を行っている。平成22年度には、各種評価の内容・関連性や実施スケジュールを整理した当該大学の指針である評価に関する考え方を定め、これに基づき各種評価を実施している。

大学活動の総合的な状況に係る自己点検・評価については、国立大学法人評価や大学機関別認証評価を受ける際に、学内の各種資料やデータに加え、総長室等や部局等からの報告に基づき自己点検・評価を行い、実績報告書を作成している。

部局等においても評価規程に基づき、それぞれ部局評価組織を設置している。原則として中期目標期間の4年目に各部局の自己点検・評価を実施することとしており、第2期中期目標期間においては、期間中にすべての学部・研究科等で自己点検・評価を実施している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

毎年度の国立大学法人評価において外部評価を受けるとともに、中期目標期間終了時には中期目標期間の教育研究及び業務実績について評価を受けている。

また、中期目標期間の6年目に大学機関別認証評価を受けることとしており、平成21年度に大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価により、「大学評価基準を満たしている」との評価を受けている。

部局においても中期目標期間中に自己点検・評価を実施することとし、その上で外部評価を受けるよう促しており、平成26年度には、16の学部・研究科等が外部評価を実施している。

専門職大学院では、平成24年度に法科大学院、平成25年度に会計専門職大学院、平成26年度に公共政策大学院の認証評価により、いずれも適合認定を受けている。さらに、工学部環境社会工学科の資源循環システムコースにおいて平成26年度にJABEE（日本技術者教育認定機構）の継続認定を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

中期目標期間評価、大学機関別認証評価及び毎年度の国立大学法人評価の評価結果については、学内各種会議での報告やウェブサイトでの公開により、総長室等や各部局へフィードバックしている。また、役員会が決定した評価に関する基本的な考え方にに基づき、評価結果のフォローアップに取り組み、教育研究等の水準向上に努めている。

第1期中期目標期間評価において留意点等を付された事項について、第2期中期目標期間の初年度と3年目にその後の状況を確認するなど改善を図っている。

また、平成21年度に受けた大学機関別認証評価において、更なる向上が期待される点として挙げられた、「女性教員の増加を目指す取組」については、ポジティブ・アクションの強化等の取組により、女性教員を含む女性研究者の比率が平成21年度の13.3%から平成27年1月1日現在では16.6%となっている。改善を要する点として指摘を受けた「学士課程の1つの学部の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科

等においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。」については、入試広報の強化とともに入学定員や選考基準・選抜方法の見直し、社会人・留学生受入の促進等、適正化を図る取組を行っているものの、一部の研究科等では十分な成果が上がっていない。

各部局でも、それぞれの評価活動に基づいて、課題に対する改善の取組を行っている。例えば、平成26年3月の外部評価報告書において、「広報活動、特にウェブサイトについて専属の職員を配置すべき。」との改善意見を踏まえ、7月以降、非常勤職員を配置している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的を敷衍した「基本理念と長期目標」をウェブサイト、入学案内や便覧等の刊行物に掲載し、教職員及び学生、並びに一般に公表・周知するよう努めている。

また、第2期中期目標・中期計画や平成26年3月に「世界の課題解決に貢献する北海道大学へ」というビジョンの下に策定された「北海道大学近未来戦略150」もウェブサイトや刊行物において、構成員への周知を図っている。

新入生に対しては、入学式における総長告辞や、新入生オリエンテーション等において総合教育部便覧を配布・説明し、内容の周知を図っている。また、新任教員には、ハンドブックやFDを通して周知を図っている。

各学部においても、それぞれの学部の教育目的等を学部案内、便覧等の刊行物及びウェブサイトに掲載し周知を図っている。刊行物は、オープンキャンパスや進学相談会、入試説明会等も利用し、入学志願者・保護者、高等学校関係者、予備校、他大学等に配布している。また、大学院についても同様に公表・周知に努めている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針を定め、これに基づき、各学部はそれぞれ、(1)学部の理念、(2)教育目標、(3)求める学生像の3項目を定めている。これらは、大学案内、各学部案内、学生募集要項、ウェブサイトに掲載、公表するとともに、オープンキャンパス（平成26年度参加者数11,427人）、高校訪問、各種進学相談会等の機会に説明し、周知を図っている。

大学院については、研究科等の単位ごとにその特性や専門性に基づく入学者受入方針を定め、それぞれの募集要項及びウェブサイトに掲載し、公表・周知を図っている。

また、学士課程及び大学院課程のそれぞれについて、大学あるいは大学院全体を包括する教育課程の編成・実施方針や学位授与方針を定め、それらに基づき各学部・研究科等がそれぞれ教育課程の編成・実施方針や学位授与方針を策定している。これらの方針をウェブサイトや学生便覧に掲載し、公表・周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

法令に基づく公表事項については、学校教育法施行規則第172条の2に規定されている教育情報や、財務諸表等も含め、ウェブサイトにて公表している。また、平成27年3月から、大学ポートレートにおいて、学部・研究科等ごとの専任教員年齢構成や男女比等を公表している。

さらに、教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報をウェブサイトでプレスリリースとして発信しているほか、連携大学（北見工業大学、酪農学園大学、室蘭工業大学、公立はこだて未来大学）のシーズや産学官連携情報を収集したメールマガジン「北海道広域TLO通信」を道内外の企業・産学官連携組織に発信しており、平成26年10月現在の登録件数は828件となっている。

個々の教員・研究員の業績については、JST（科学技術振興機構）が運用する「researchmap」と連携するデータベース「研究者総覧システム」をウェブサイト上で公開している。

教員の特色ある研究内容を紹介した『知のフロンティア』や、研究リソースや研究成果を産業界等で活用することを目的とした『北海道大学研究シーズ集2014』を全国の高校生、保護者、教諭や企業等へそれぞれ配布するなど、社会への発信に努めている。

研究者の研究内容を一般向けに英語で紹介するために、平成25年度から英語版ウェブサイトにおいて、Research Blog（研究ブログ）を公開している。

日本語版、英語版に加えて、中国語版ウェブサイトも作成している。英語版ウェブサイトは平成24年度に全面リニューアルし、留学生向けの情報等の充実を図るとともに、研究ブログやソーシャル・ネットワークワーキング・サービスを活用し、国際的な情報発信の強化に努めている。その結果、平成25年度に実施された、アジアの大学が集う第9回QS-APPLE会議において、当該大学の英語版ウェブサイトが最優秀ウェブサイト部門で金賞を受賞している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容について、既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で意見がある場合には、申立てを行うよう求めた。

意見の申立てがあったものについては、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立件数：1件

（申立1）

申立ての内容	申立てへの対応
<p>（1）意見の申立ての対象となる基準</p> <p>I 認証評価結果</p> <p>基準5 教育内容及び方法</p> <p>（2）意見の申立ての対象となる箇所</p> <p>「I 認証評価結果」</p> <p>主な改善を要する点</p> <p>○ <u>一部の学部、研究科を除いて、成績評価に対する学生からの異議申立ては直接教員が対応するものとしており、組織的な措置となっていない。</u></p> <p>「基準5 教育内容及び方法」</p> <p>（評価結果の根拠・理由）</p> <p>観点5-3-③</p> <p><u>しかし、一部の学部を除いて、成績評価に対する学生からの異議申立ては直接教員が対応するものとしており、組織的な措置となっていない。</u>・・・</p> <p>これらのことから、<u>一部の学部を除いて異議申立て制度が組織的な措置となっていないもの</u>の、</p> <p>観点5-6-③</p> <p><u>しかし、一部の研究科等を除いて、成績評価に対する学生からの異議申立ては直接教員が対応するものとしており、組織的な措置となっていない。</u></p>	<p>（1）対応</p> <p>原案どおりとする。</p> <p>（2）理由</p> <p>学生が成績評価に対して異議を申立てる制度は設けられているものの、「何らかの事情で、直接授業担当教員に問い合わせることができない場合」を除いて、学生が直接授業担当教員に問い合わせることを前提としており、組織的な措置とは言い難いことから、観点5-3-③、5-6-③に係る評価結果の根拠・理由において指摘し、基準5の改善を要する点にするとともに、認証評価結果の主な改善を要する点とした。</p>

これらのことから、一部の研究科等を除いて異議申立て制度が組織的な措置となっていないものの、

【改善を要する点】

- 一部の学部・研究科等を除いて、成績評価に対する学生からの異議申立ては直接教員が対応するものとしており、組織的な措置となっていない。

(3) 意見

本学では、全ての学部・研究科等において、成績評価に対する学生からの異議申立てについて、組織的に対応する体制を整備し、実施している。意見の申立ての対象となる各項目において、該当箇所（下線部分）を削除願いたい。

(4) 理由

本学では、全ての学部・研究科等において、学生が成績評価に関する質問や異議申立てを必要とする場合に、学生からの申立てを受け付ける制度を設けている（訪問調査2日目責任者面談における追加確認＜観点5-3-③、5-6-③＞に対する回答の資料①）。当該制度については、学生便覧及び学期ごとの掲示で、具体的な手続方法や受付期間等の詳細について学生に周知するとともに、異議申立ての前に学生が直接教員へ問い合わせ（質問）をすることを含めて、以下のとおり組織的に対応する体制を整備し、適切に実施している。

成績評価に関する質問等については、まず授業担当教員へ直接問い合わせる制度としている。その理由は、学生と教員との間のコミュニケーションをとおして、シラバスや授業中では説明しきれない成績評価基準の詳細（試験のポイント等）について丁寧に説明できるようにするためである。

担当教員に問い合わせたが回答内容に異議がある場合、及び何らかの事情により直接教員に

<p>問い合わせができない場合は、担当事務窓口を用意してある質問票を通じて、学生からの申立てを受け付け、公平性・客観性を担保できる審査委員会等において申立て内容を審査し、審査結果を学生に伝えている。</p> <p>以上のことから、「成績評価に対する学生からの異議申立ては直接教員が対応するものとしており、組織的な措置となっていない。」との評価は、明らかに事実誤認であると判断した。</p>	
--	--

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 北海道大学

(2) 所在地 北海道札幌市

(3) 学部等の構成

学部：文学部，教育学部，法学部，経済学部，理学部，医学部，歯学部，薬学部，工学部，農学部，獣医学部，水産学部

研究科：文学研究科，法学研究科，経済学研究科，医学研究科，歯学研究科，獣医学研究科，情報科学研究科

学院：水産科学院，環境科学院，理学院，農学院，生命科学院，教育学院，国際広報メディア・観光学院，保健科学院，工学院，総合化学院，公共政策学教育部

研究院：水産科学研究院，地球環境科学研究院，理学研究院，薬学研究院，農学研究院，先端生命科学研究院，教育学研究院，メディア・コミュニケーション研究院，保健科学研究院，工学研究院，公共政策学連携研究部

附属施設等：低温科学研究所，電子科学研究所，遺伝子病制御研究所，触媒化学研究センター，スラブ・ユーラシア研究センター，情報基盤センター，人獣共通感染症リサーチセンター，アイソトープ総合センター，量子集積エレクトロニクス研究センター，北方生物圏フィールド科学センター，観光学高等研究センター，アイヌ・先住民研究センター，社会科学実験研究センター，環境健康科学研究教育センター，北極域研究センター，脳科学研究教育センター，外国語教育センター，サステイナビリティ学教育研究センター，保健センター，総合博物館，大学文書館，埋蔵文化財調査センター，附属図書館，国際連携研究教育局

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部11,727人，大学院6,141人

専任教員数：2,052人

助手数：12人

2 特徴

北海道大学の歴史は、明治9年に創立された日本で最初の近代的高等教育機関である札幌農学校に遡る。昭和22年の学制改革によって北海道大学となり、平成16年4月に国立大学法人北海道大学となった。

本学は研究主導型の基幹総合大学として、「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」、「実学の重視」という4つの基本理念を培ってきた。第一にそれぞれの時代の課題とニーズを受け止めて新しい道を果敢に拓くこと、第二に多様な国際世界においてその精神を積極的に発揮すること、第三に豊かな人間性と高い

知性及び広い視野を兼ね備えた人材の育成、そして第四は、新たなイノベーションの創出を通して社会に貢献する実証的な学術探求心の重視である。開学以来、本学はこれら4つの基本理念に立脚し、自由で個性的な学風のなかで着実に発展を続けてきた。

現代世界はいま急激な変動の渦中にある。本学は、平成38年に創基150年を迎えるにあたり、本学が果たすべき新たな使命を自覚して、「世界の課題解決に貢献する北海道大学へ」をモットーに、中長期的な視点に立った具体的な改革戦略として「北海道大学近未来戦略150」（平成26年）を公表した。現在、本構想を実現するため、「Hokkaido ユニバーサルキャンパス・イニシアチブ」（平成26年度スーパーグローバル大学等事業）を推進している。

大学院課程では、現代社会のニーズに応えるための専門職大学院（法科大学院，会計専門職大学院，公共政策大学院），領域横断型の知の創出を目指した総合化学院，先端生命科学研究院・生命科学院，情報科学研究科等を設置するとともに、平成26年度からは世界トップレベルの教育研究ユニットを誘致して、国際連携研究教育の推進を図っている。

学士課程においては、学部一貫教育体制をとり、学部ごとに入学初年次から卒業年次までの一貫した教育課程を編成している。平成23年度には、入学後における学部選択の自由度を高めるため、柔軟な総合入試制度（文系・理系単位の大括り入試）を導入した。また、グローバル化に対応するため、本学の学生に海外留学の単位取得を義務付けた「新渡戸カレッジ」、海外の学生向け「現代日本学プログラム」の両課程を新たに設置した。教養教育は「全学教育」、すなわち、原則的に本学所属の全教員がこれに責任を負う全学協働体制のもとで実施している。

北海道に立地する本学では、低温科学研究所やスラブ・ユーラシア研究センターなどの北方地域関連の特色ある研究拠点が従来から国際的に高い評価を受けている。最近では、サステイナビリティ学教育研究センター，人獣共通感染症リサーチセンター，アイヌ・先住民研究センター，北極域研究センターの設置等，大学の社会的使命の具現化として，他に先んじた新たな研究教育拠点の形成に努めている。

また、本学は全国の大学に先駆け、サステイナブルキャンパスを推進している。都心にありながら野鳥がさえずり、ときおりエゾリスも顔をのぞかせる広大で緑豊かなキャンパスは、世界各国からの留学生と全ての都道府県から入学者を受け入れ、異なる地域的・文化的背景を持った学生同士の切磋琢磨を可能にして、全人教育に望ましい環境を作り出している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 北海道大学の目的

北海道大学は、札幌農学校に遡る長い歴史の中で「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」及び「実学の重視」という教育研究に関わる4つの基本理念を掲げ、培ってきた。この理念の下、本学は、教育基本法の精神に則り、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、平和的民主的な国家社会の形成に寄与することを目的とし、かつ、最高の教育機関として国家社会の向上を図り、もって人類の永遠の平和と福利に貢献することをその使命としている（北海道大学通則）。また、本学の大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的としている（北海道大学大学院通則）。

2. 北海道大学の長期目標

本学は、国立大学法人へ移行するに当たり、大学院に重点を置く基幹総合大学として、4つの基本理念の現代的意味を再確認するとともに、大学の社会的責任を認識しつつ、「知の創成・伝承・実証の拠点」として持続的な発展を遂げるための長期的な目標を以下のように定めた。

（1）北海道大学は、学問の自由を基礎に、純理と応用の別を問わない創造性豊かな研究を推進するとともに、大学院組織等の柔軟な展開を通じて研究教育機能を飛躍的に発展させることにより、人類史的課題に答え得る世界水準の研究の推進を目指す。

（2）北海道大学は、学生及び教職員の国際性を涵養し、国際社会の発展に寄与するため、海外留学・研修の機会を拡大するとともに、外国人研究者・留学生の受け入れを積極的に推進し、アジア・北方圏をはじめとする世界の人々との文化的・社会的交流の促進を目指す。

（3）北海道大学は、豊かな人間性と高い知性を涵養する幅広い人間教育を進め、自由・自主独立の精神の涵養と自律的個の確立を図るとともに、人権を尊重し、社会的要請に的確に対応しうる基盤的能力の育成を目指す。

（4）北海道大学は、実学重視の理念の普遍的かつ今日的意義を追求し、現実世界と一体となった普遍的真理や、北海道の特性を生かした学問の創造を推進するとともに、産学官の連携協働の拡大を通じて、研究成果を北海道、日本、さらに世界へ還元する。あわせて大学院における高度な専門家及び職業人の養成並びに社会人教育を充実することを目指す。

なお、平成15年9月北海道大学評議会決定「基本理念と長期目標」の全文を資料1-1-①-Cに示す。

3. 北海道大学の第2期中期目標（大学の基本的な目標）及び近未来戦略150

国立大学法人北海道大学の第2期中期目標（前文）では、本学が掲げる4つの基本理念を承けて、「大学の基本的な目標」を以下のように定めている。

本学は、第2期中期目標・中期計画期間において、教育研究の世界的拠点大学としての役割を着実に果たすために、（1）世界水準の人材育成システムの確立、（2）世界に開かれた大学の実現、（3）世界水準の知の創造と活用、（4）大学経営の基盤強化を目指し、あらゆる活動を「世界の中の北海道大学」という観点から推進する。

（1）教育の基本的目標：豊かな人間性と高い知性を兼ね備え、広い教養を身につけた人間の育成を目的とする「全人教育」と、多様な世界にその精神を開く「国際性の涵養」という理念を具現化するために、国際的通用性をもった教育課程を整備する。大学院課程においては高度な専門性と高い倫理観をもって社会に貢献しうる指導的・中核的な人材の育成を目指し、学士課程においては地球市民としての資質を涵養する教養教育を一層充実させる。

(2) 研究の基本的目標： 現実世界と一体となった普遍的な学問を創造し、研究成果の社会還元を努める「実学の重視」と、すべての構成員がそれぞれの時代の課題を引き受け、敢然として新たな道を切り拓く「フロンティア精神」という理念のもと、学問の自由を尊重し、構成員の自主的な研究活動を保障しつつ、世界水準の研究を重点的に推進し、人類と社会の持続的な発展に貢献する知の創造と活用を目指す。

(3) 社会貢献の基本的目標： 北海道に位置する基幹総合大学として、世界水準の先端的・融合的研究と教育に基づいた産学連携を積極的に推進し、地域社会と産業界を世界に繋ぐ役割を果たす。

(4) 大学運営の基本的目標： 大学の自治を堅持し、国民から負託された教育・研究・社会貢献の使命を全うするために、内外の諸課題に迅速かつ確に対処しうる体制を構築し、自律的なトップマネジメントを推進する。

さらに本学は、社会において大学が果たすべき役割の重要性を深く認識し、「世界の課題解決に貢献する北海道大学へ」向けて、基本理念と長期目標を踏まえた「北海道大学近未来戦略150」（平成26年）を定めた。同戦略は、様々な課題を解決する世界トップレベルの研究の推進、国際社会の発展に寄与する指導的・中核的な人材の育成などを目標として、創基150年（平成38年）に至るまでの期間における行動計画の骨子を示している。

4. 北海道大学の教育目標と基本方針

北海道大学における教育は、その基本理念に基づき、豊かな人間性と高い知性を兼ね備え、高い倫理性を持って未踏の領域を開拓するとともに、変化する社会に柔軟に対応し、実社会に専門的能力を生かして、世界の第一線で活躍できる人材の育成を目標とする。

この目標を達成するに当たり、研究主導型大学である本学には、何よりもまず国際的競争力を持った高い水準の大学院課程が求められるが、同時に、北海道における唯一の国立総合大学として、札幌農学校以来の教育的伝統を持つ優れた学士課程を、いっそう発展させていかなければならない。

そのために、学士課程においては、世界における市民としての自覚をもって社会に参加できること、専門の基礎となる学問やコミュニケーションの方法を身につけること、専門分野を広い視野の下に学ぶことを目指した教育を通じて、国際的に通用する高度な学問的素養を持ち、的確な判断力とリーダーシップを発揮する人材を育成する。大学院課程においては、専攻分野における高度な教育研究と先端的・学際的な教育研究を行うことにより、高度な専門性に加えて、広い視野ならびに高い倫理観を備え、人類社会の持続的な発展に貢献しうる高度な専門家及び職業人の養成を教育目標とする。

第2期中期目標・中期計画期間においては、前述の「教育の基本的目標」を達成するために、教育内容及び教育の成果等に関する目標を次のとおり定めている。(1) 北大方式の全学教育実施体制の下で、人材養成の目的に即した体系的な学士課程を構築する。(2) 国際的通用性を持つ柔軟な大学院課程を構築する。(3) アドミッション・ポリシーに沿った入試制度改革を行う。

また、教育の実施体制等及び学生への支援に関する目標を次のとおり定めている。(1) 教育課程の多様化と高度化を進めるため、組織整備を行う。(2) 教員の倫理意識と教育能力を高める。(3) 総合的な学生支援を充実させる。

国際化に関する目標は次のとおりである。(1) 教育の国際的通用性を向上させ、学生の国際的流動性を高める。(2) 多様な形態で留学生を受入れ、留学生数を、学生総数の10%を目標に増加させる。(3) 本学で創造された知の活用を通じて国際社会の持続的な発展に貢献する。(4) 徹底した「大学改革」と「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力を強化するとともに、世界的に魅力的なトップレベルの教育研究を行い、世界大学ランキングトップ100を目指すための取組を進める。

本学の12学部及び18研究科等の目的は、資料1-1-①-B及び資料1-1-②-Bに示すとおりである。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_hokudai_d201603.pdf